

## 2018 春季生活闘争 基本構想

### はじめに

- わが国では超少子・高齢化、人口（労働力）減少という経済・社会の構造変化や、第4次産業革命などをはじめとする技術革新の加速化への対応など予測の難しい変化が待ち受ける中にあり、「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「人的投資の促進」「ディーセント・ワークの実現」が求められている。
- そのためにも、所得の向上による消費拡大をはかることが必要であり、すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」の実現が必要である。これまでの賃金引き上げの流れを継続・定着させるとともに、将来不安の解消に向けた社会保障と税の一体改革の実現も不可欠である。
- 加えて、賃金の社会的水準を重視した取り組みを継続するとともに、とりわけ、中小企業労働者や非正規労働者の処遇改善のためにも、「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の流れを継続・定着・前進させる取り組みを進めていく。
- 個別企業労使は「人材の確保・定着」と「人材育成」がこれまで以上に重要課題となる。長時間労働を是正し、正規労働者・非正規労働者を問わず、個々人の状況やニーズにあった多様な働き方を選択できる仕組みを整えていくことで、それぞれの能力を高め、それによって生み出された労働の質的向上分に応じた適正な処遇を確保することが必要である。
- わが国における賃金決定メカニズムとしての春季生活闘争の重要性を再認識し、社会に広がりを持った運動としていく必要がある。未組織労働者や中小地場経営者等との対話活動である「地域フォーラム」の充実や、職場と一体となって推進する「クラシノソコアゲ応援団！ RENGOKAMPAIN」により世論形成の取り組みを進めていく。
- 以下に、2018 春季生活闘争方針の基本的な考え方を示すものである。中央討論集会を含め組織討議を重ね、2018 春季生活闘争方針の策定に向け多くの意見等を求めるものである。

### I. 2018 春季生活闘争方針策定に向けた検討課題

2017 春季生活闘争まとめを踏まえ、次の5点を検討課題として提起する。

- (1) 「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組み継続について
- (2) 「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」の継続的な取り組み
- (3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」実現への取り組み
- (4) 運動の両輪としての「政策・制度実現に向けた取り組み」
- (5) 社会に広がりある春季生活闘争の実現に向けた取り組み

なお、検討にあたっては、労働力人口が減少していく中、誰もが参画可能な雇用環境を構築し、国民生活の維持・向上をはかるためには、働く者の多様な価値観に対応する働き方の実現と生産性の向上が必要であり、すべての働く者が人間らしい働きが

いのある仕事（ディーセント・ワーク）に就くこと、仕事に応じた適正な処遇を確保することが求められていることを念頭におく必要がある。

#### (1) 「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組み継続について

現時点での日本経済の先行きは、国内・海外要因が相互に影響しつつも、緩やかな成長が見込まれているが、依然として個人消費については回復の兆しがみられない。GDPの約6割を占める個人消費が回復しなければ、労使でめざしてきた「経済の自律的成長」「経済好循環の実現」という社会的目標は達成され得ない。

働く者のモチベーションを維持・向上させていくためには、「人への投資」が不可欠であり、すべての労使が社会的役割と責任を意識して労働諸条件の改善を図ることが必要である。

したがって、2018 春季生活闘争においても、月例賃金の引き上げにこだわり、賃金引き上げの流れを継続・定着させるとともに、「底上げ・底支え」の実効性を高めるためにも、企業内最低賃金協定の締結拡大や水準の引き上げ、適用労働者の拡大に取り組み、法定最低賃金の改善に波及させ、「誰もが時給 1,000 円」の実現を図ることも不可欠である。あらゆる手段を用いて「底上げ・底支え」「格差是正」に構成組織が一丸となった取り組みを継続していく。

こうした観点からも、引き続き、名目賃金の到達目標の実現、ミニマム基準の確保に取り組む必要がある。その上で賃上げ要求水準は、それぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点から、2%程度を基準とし、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め 4%程度とする。

#### (2) 「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」の継続的な取り組み

##### 1) 個別賃金の社会水準確保と相場形成に向けて

2017 年春季生活闘争における「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」は、連合・構成組織・中小組合が一体となった取り組みを行った結果、「賃上げ分」「定昇相当込み賃上げ」が昨年を超えると同時に、「賃上げ分」の率が大手を上回る等、中小の主体的な取り組みが見られた。これを今後も継続・定着させるとともに、さらに前進させていくことが重要である。

中小組合の賃金引き上げに向けては、賃金実態の把握と賃金制度の確立は不可欠である。連合「地域ミニマム運動」を通じて、地域における賃金相場の形成に積極的に参画するとともに、賃金要求方式に関わらず、絶対額での水準にこだわり、賃金改定原資の各賃金項目への配分等に労働組合がこれまで以上に積極的に関わっていくことが必要である。この観点も踏まえ、賃金制度の整備や賃金実態把握、定期昇給（賃金カーブ維持分）相当分の労使確認など、事前の準備が重要であることを徹底していくことが必要である。

##### 2) 公正取引の推進

中小企業の賃上げ原資確保には公正取引の推進が不可欠であり、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」が必要であることを、職場労使、経営者団体とともに社会全体に訴えていく必要がある。

加えて、働く者は同時に消費者でもある。一人ひとりが倫理的な消費行動を日々実践していくことも持続的な社会に向けた大切な営みであり、消費者教育の推進と

ともに、働く者の立場から社会に呼びかけていくことも必要である。

### (3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」実現への取り組み

企業の存続に不可欠な「人材の確保・定着」と「人材育成」に向けては、職場を熟知する労使によって長時間労働の是正をはじめとする働き方を見つめ直し、安全で健康で持続可能な職場を構築していくとともに、正規労働者・非正規労働者を問わず個々人の状況やニーズにあった多様な働き方を選択できる仕組みを整えていくことが必要である。同じ職場で働くすべての労働者の均等・均衡待遇の実現や正社員化の取り組み、安心して育児・介護・治療と仕事の両立を可能とする取り組みなどワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みも必要である。

### (4) 運動の両輪としての「政策・制度実現に向けた取り組み」

すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」に向けて、「2018年度 重点政策実現の取り組み」を春季生活闘争の労働諸条件改善の取り組みとともに運動の両輪として引き続き推し進める必要がある。

### (5) 社会に広がりある春季生活闘争の実現に向けた取り組み

魅力ある産業・企業の構築には「建設的な労使関係」が不可欠である。春季生活闘争の推進を通じて、広く社会にその必要性を訴えるとともに、処遇改善の流れを隅々まで届けていくためにも、地場共闘のあり方を含む共闘体制の強化についても検討を深めていく必要がある。

## II. 具体的な要求項目に対する基本的な態度

### 1. 賃金関連

- (1) 賃金水準の上げ幅のみならず、めざすべき賃金水準への到達など「賃金水準の絶対値」にこだわる取り組みを進める。
- (2) 中小共闘の賃金引き上げ要求の目安は、10,500円（賃金カーブ維持相当分4,500円）とする。なお、「地域ミニマム」運動で把握した個別賃金水準が世間相場（地域・同業他社）と比較し、相応な水準を確保していない場合、その是正も求める。
- (3) 働き方改革実現会議などにおける労働者側委員の発言趣旨を踏まえ、時給の引き上げについては、「誰もが時給1,000円」を実現する。なお、すでに時給1,000円超の場合は、引き上げの目安を37円とする。
- (4) 雇用形態間、男女間など、あらゆる格差の是正に向けた取り組みを進める。

### 2. すべての労働者の立場にたった「働き方」の見直し

#### (1) 長時間労働の是正

罰則付き時間外労働の上限規制など、長時間労働是正に向けた労働基準法改正が行われることの趣旨と意義を踏まえ、先行的に職場の基盤づくりに取り組む。

#### 1) 36協定の締結について

- ① 36協定については、「月45時間、年360時間以内」を原則に締結する。
- ② やむを得ず特別条項を締結する場合においても、年720時間以内とし、原則を踏まえ、より抑制的な時間となるよう取り組む。

③ 休日労働を含め、年 720 時間以内となるように取り組む。

④ 本則の適用猶予となっている業種(\*1)についても、原則に近づけるための労使協議を行うとともに、適用除外となっている業務(\*2)についても、本則を適用するよう労使協議を進める。

(\*1) 自動車運転業務、建設事業、医師等 (\*2) 新商品・新技術などの研究開発

- 2) 適用猶予されている中小企業においても、月 60 時間を超える割増賃金率を 50%以上に引き上げる。
  - 3) 勤務間インターバル規制（原則 11 時間）の導入について、労使協議を進める。
  - 4) 労働者の健康確保の観点から、管理監督者、みなし労働適用者を含むすべての労働者の実労働時間を客観的な方法で把握する仕組みを導入する。
  - 5) 年次有給休暇の取得促進  
年休カットゼロに向けて取り組むとともに、労働基準法改正により事業者が年休 5 日の時季指定権が義務化されることを踏まえ、5 日未満者をなくす取り組みを推進する。
  - 6) 50 人未満の事業場においても安全衛生委員会の設置を行う。
- (2) 職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み
- 1) 5 年を超えて反復更新される有期契約労働者の無期転換権が 2018 年 4 月から発生することを踏まえ、正社員登用に向けた制度の構築と雇い止め防止に向けた労使協議を行うとともに、当該労働者への周知を徹底する。
  - 2) 「同一労働同一賃金」の実現に向けて法改正が行われることを踏まえ、連合が発行した「同一労働同一賃金ガイドライン案の手引き（仮称）～多様な働き方のもとで納得性ある処遇実現のために～」を参考に、職場における雇用形態間の不合理な労働条件の点検・改善に取り組む。
- (3) 育児・介護・治療と仕事の両立に関する取り組みを行う。
- (4) 500 人未満事業所における社会保険適用拡大に取り組む。
- (5) 中小企業・非正規労働者を含む退職給付制度の整備等に取り組む。

### 3. ワークルールの取り組み

すべての職場でのディーセント・ワークの実現とワーク・ライフ・バランスの推進、コンプライアンスの徹底をはかる観点で、討論集会などで議論を深める。

- (1) 改正労働基準法に関する取り組み
- (2) 同一労働同一賃金の実現に向けた法改正に関する取り組み
- (3) 改正労働者派遣法に関する取り組み
- (4) 障がい者雇用に関する取り組み
- (5) 有期労働契約（無期転換ルール）に関する取り組み
- (6) 女性活躍推進法に関する取り組み
- (7) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に関する取り組み
- (8) 育児・介護・治療と仕事の両立の推進に関する取り組み

### 4. 政策・制度の取り組み

「2018 年度 重点政策実現の取り組み方針」を踏まえ、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けた政策課題について、政府・政党への働きかけ、審議会・国会審議対応、街宣活動などを通じた世論喚起など、連合本部・構成組織・地方連合会が一体となって幅広い運動を展開する。

- (1) 企業間における公正・適正な取引関係の確立に向けた取り組み
- (2) 税による所得再分配機能の強化に向けた取り組み
- (3) 雇用形態にかかわらず均等待遇原則の法制化、および時間外労働の上限規制の確実な実現に向けた取り組み
- (4) 医療・介護・保育サービスの人材確保に向けた取り組み
- (5) 子ども・子育て支援の充実と待機児童の解消等の財源確保に向けた取り組み
- (6) 教育の機会均等実現に向けた教育の無償化・奨学金の拡充に向けた取り組み

### Ⅲ. 闘争の進め方

#### 1. 基本的な考え方

- (1) 闘争の進め方
  - 1) すべての労働者を対象とした闘争を展開するために、連合・構成組織・地方連合会は、その機能と力量を最大限発揮すべく、重層的かつ総がかりでの共闘体制を構築する。
  - 2) とりわけ、格差是正や社会的な賃金相場の底上げのためには、賃金に関する様々な情報の社会的な共有を進めることも大切である。加えて、賃金制度そのものの存否や公開の有無が、賃金の下支えに大きく影響することを踏まえ、構成組織は賃金制度整備や交渉力強化に向けた支援を推進する。
  - 3) 「地域の活性化には地域の中小企業の活性化が不可欠」をスローガンに、地域のあらゆる関係者との連携をはかるために地域ごとに「地域フォーラム」を開催する。
  - 4) 「政策・制度の取り組み」を運動の両輪と位置づけ、国民全体の雇用・生活条件の課題解決に向け、政策・制度実現の取り組みと連動させた運動を展開する。
  - 5) 労働基本権にこだわる闘争の展開をはかる。

#### 2. 取り組み体制

「底上げ・底支え」「格差是正」の実現に重点を置いた闘争体制を構築する。具体的な内容は、今後各委員会などでの議論を深めていく。

- (1) 共闘連絡会議の運営

各共闘連絡会議を適宜開催し、相互に情報交換と連携をはかり、先行組合の集中回答日における回答引き出し組合数を一段と増やすよう努める。また、相場形成と波及力の強化をはかるべく、個別賃金水準の維持・向上をはかるため、運動指標として代表・中堅銘柄（現在 78 銘柄）の拡充と開示を行うとともに、中核組合（現在約 340 組合）の「賃金水準」「賃金カーブ維持分」の開示を行い、賃金水準の相場形成を重視した情報開示を進めていく。
- (2) 中小労組の取り組み体制（中小共闘）
  - 1) 中小労働委員会および中小労働担当者会議をそれぞれ「中小共闘センター」および「中小共闘担当者会議」として運用し、中小企業労働者の「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組みの実効性を高めることをめざす。また、中小共闘担当者会議と非正規共闘担当者会議、地方の地場共闘担当者との合同開催、および共闘推進集会の開催などの取り組みを行う。
  - 2) 中小共闘を中心に、闘争情報の交流強化、交渉ヤマ場の統一ゾーンの設定などに取り組みむとともに、取り組み強化の観点から、中堅組合も含めた共闘を

展開する。

- 3) 地方連合会は「地場共闘」を設置し、地域中小労組の「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組み強化をはかる。加えて、地場の労働条件の底上げと賃上げの波及力を高めるため、「地域フォーラム」の開催をはじめ、政府の「まち・ひと・しごと（地方創生）」にかかる地方版総合戦略の推進組織や「都道府県における地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議」への参画など、地域のあらゆる関係者との連携をはかる。
  - 4) 「取引問題ホットライン」を継続し、悪質な取引の抑制をはかるとともに、適正な価格転嫁と公正取引の実現に向けた取り組みを推進する。
- (3) 闘争期間中の環境醸成  
春季生活闘争を社会的運動として広げていくためにも、各種集会や記者レクを機動的に配置するとともに、共闘連絡会議の部門代表も参画し、共闘効果の最大化をはかる。

### 3. 春季生活闘争を通じた組織拡大の取り組み

- (1) 構成組織は、非正規労働者の組織化と処遇改善の促進をめざして、「職場から始めよう運動」をより強化し、同じ職場で働くパート・有期契約などの非正規労働者の組織化に積極的に取り組むよう加盟組合を指導する。
- (2) 未組織の子会社・関連会社、取引先企業などを組織化のターゲットに定め、加盟組合とともに組合づくりを前進させるとともに、同じ産業で働く未組織労働者の組織化に取り組む。
- (3) 上記で掲げた組織化は通年の活動であるが、2018 春季生活闘争での成果獲得に向けて、交渉の前段での取り組みを強く意識し、加盟組織への指導を強化する。

以 上

#### <日 程>

10月19日	第2回中央執行委員会【基本構想確認】
11月1日～2日	2018 春季生活闘争中央討論集会
14日	第3回三役会
16日	第3回中央執行委員会【闘争方針（案）確認】
12月5日	第76回中央委員会【闘争方針確認】

<情勢認識> 別紙参照



# 2018春季生活闘争 基本構想 ～至近の情勢認識～

日本労働組合総連合会（連合）  
総合労働局

# 目次

## 1. 世界経済の状況

- OECD景気先行指数、世界経済成長率 … 1
- ドル・円相場の推移、原油価格の推移 … 2

## 2. 日本経済の状況

- 日本経済の見通し … 3
- 名目GDP・実質GDPの推移、消費者物価指数の推移 … 4
- GDPデフレーターの推移、GDPギャップの推移 … 5
- GDPと家計最終消費支出の推移 … 6

## 3. 企業業績

- 大企業の業況判断D.I.の推移（予測）、中小企業の業況判断D.I.の推移（予測） … 7
- 経常利益の推移、自己資本比率の推移 … 8
- 法人企業の現金・預金額と労働分配率の推移、民間企業設備投資の推移 … 9

## 4. 雇用環境

- 完全失業率と有効求人倍率の推移、雇用人員D.I.の推移（予測） … 10
- 雇用形態別労働者数の推移、不本意非正規労働者の推移 … 11
- 年齢区分別非正規労働者数の推移、男女別非正規労働者数の推移 … 12
- 総実労働時間の推移 … 13
- 企業規模別の各種労働時間の推移 … 14
- 年次有給休暇の取得日数・取得率の推移 … 15

## 5. 賃金の動向

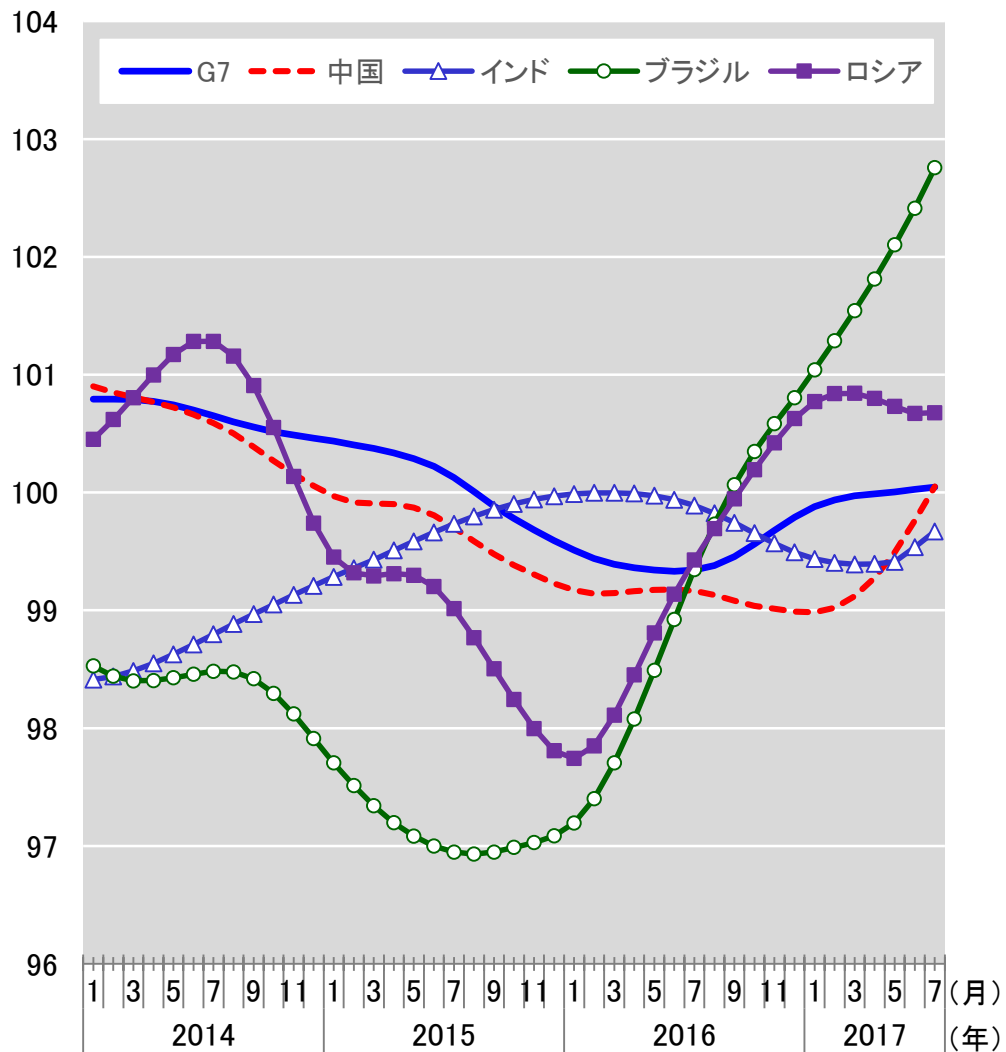
- 平均賃金方式での賃上げ状況の推移（連合結成以降） … 16
- 企業規模別初任給の推移 … 17
- 一時金平均支給実績の推移 … 18
- 2017年地域別最低賃金額改定状況、地域別最低賃金の推移 … 19
- 2017地域別最低賃金改定額一覧 … 20
- 企業内最賃協定の締結状況の推移 … 21
- 世帯主の年齢階級別社会保険料の推移 … 22
- 勤労者世帯の家計収支の変化 … 23
- 暮らし向きの認識（D.I.）、世帯の家計状況 … 24



# 1. 世界経済の状況

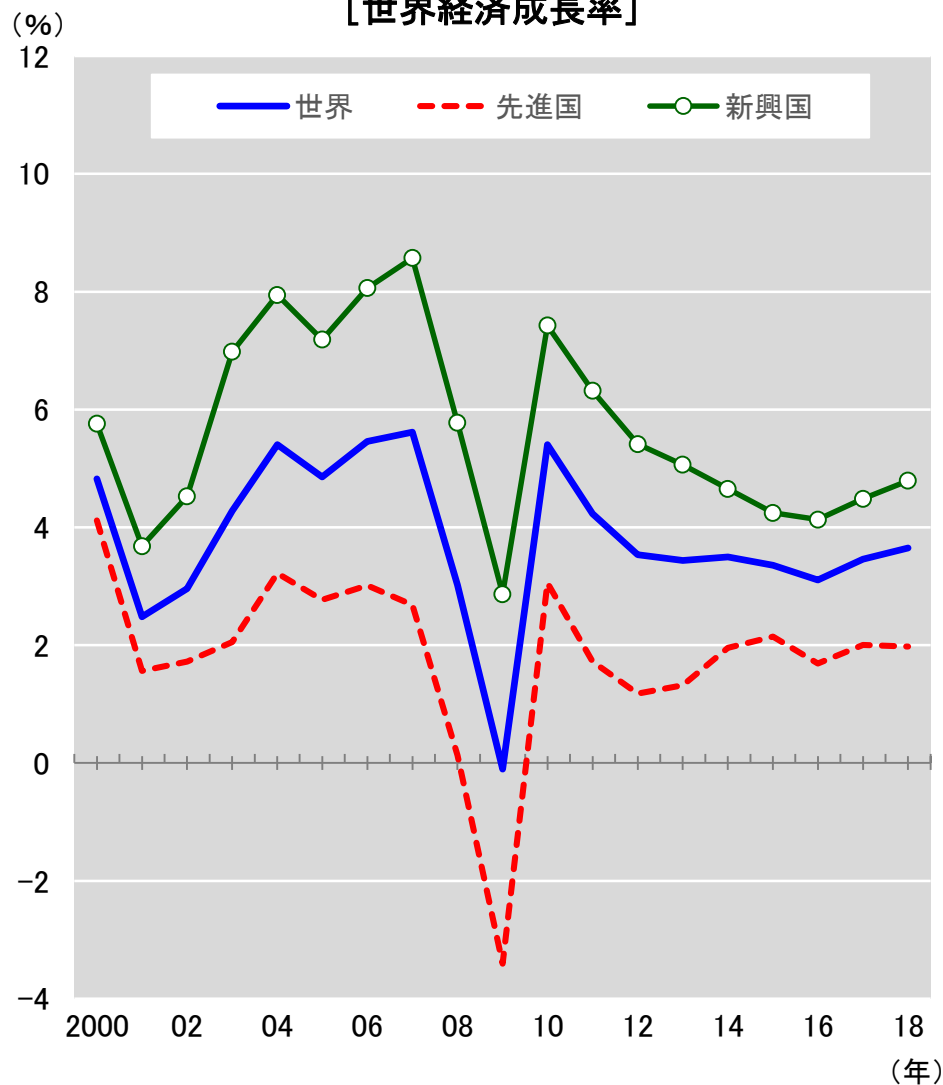


[OECD景気先行指数]



(出所)OECD

[世界経済成長率]



(出所)IMF

(注)2018年以降は予測値

# 1. 世界経済の状況



(注) 月間の平均レート



(注) 月間の平均価格。USドル/バレル。

## 2. 日本経済の状況



### [日本経済の見通し]

	実績			2017年度予測			2018年度予測		2019年度予測
	2014年度	2015年度	2016年度	政府見通し 2017年1月	日本銀行 2017年7月	民間 42機関 平均 2017年9月	日本銀行 2017年7月	民間 42機関 平均 2017年9月	日本銀行 2017年7月
名目GDP 成長率	2.0*1	2.7*1	1.1*1	2.5	***	1.78	***	1.79	***
実質GDP 成長率	▲0.5*1	1.3*1	1.3*1	1.5	1.8	1.61	1.4	1.14	0.7
消費者物価*2 (総合)	2.9	0.2	▲0.1	1.1	***	***	***	***	***
コア (※1)	2.8	0.0	▲0.3	***	1.1	0.63	1.5	0.83	2.3
コアコア (※2)	2.2	0.7	0.2	***	***	***	***	***	***
完全失業率	3.5	3.3	3.0	2.9	***	2.80	***	2.67	***
有効求人倍率	1.11	1.24	1.39	***	***	***	***	***	***

(出所)政府見通し:「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(2017.1.20)

日本銀行:「経済・物価情勢の展望」(展望レポート)における「2017~2019年度の政策委員の大勢見通し」(2017.7.21)

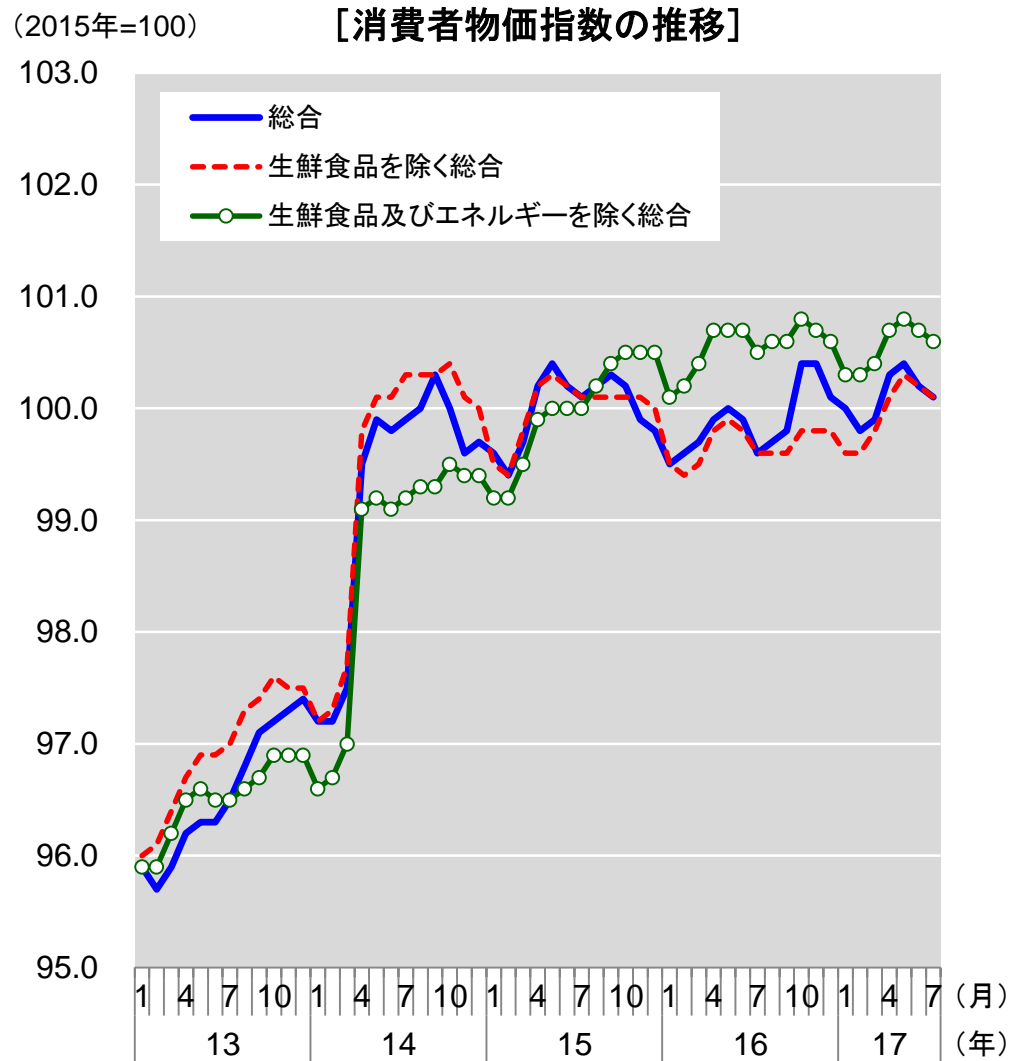
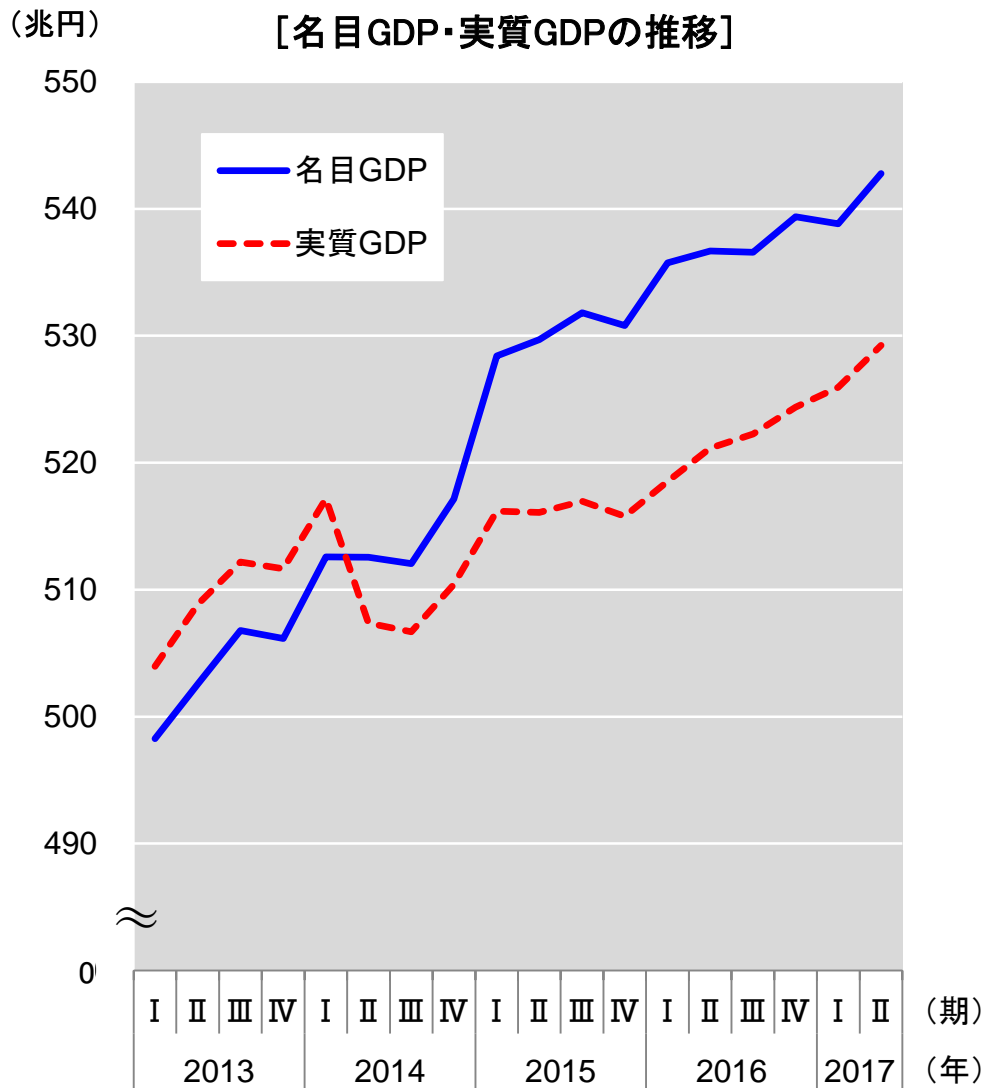
(注)2019年度予測については、消費税率が2019年10月に10%に引き上げられることを前提

民間42機関平均:日本経済研究センター「ESPフォーキャスト調査」(2017年9月調査)(2017.9.19)におけるフォーキャスター42機関の総平均

\*1 内閣府「四半期別GDP速報」(2017年4~6月期 2次速報) \*2 総務省 消費者物価指数 2015年度基準(2017.9.29)

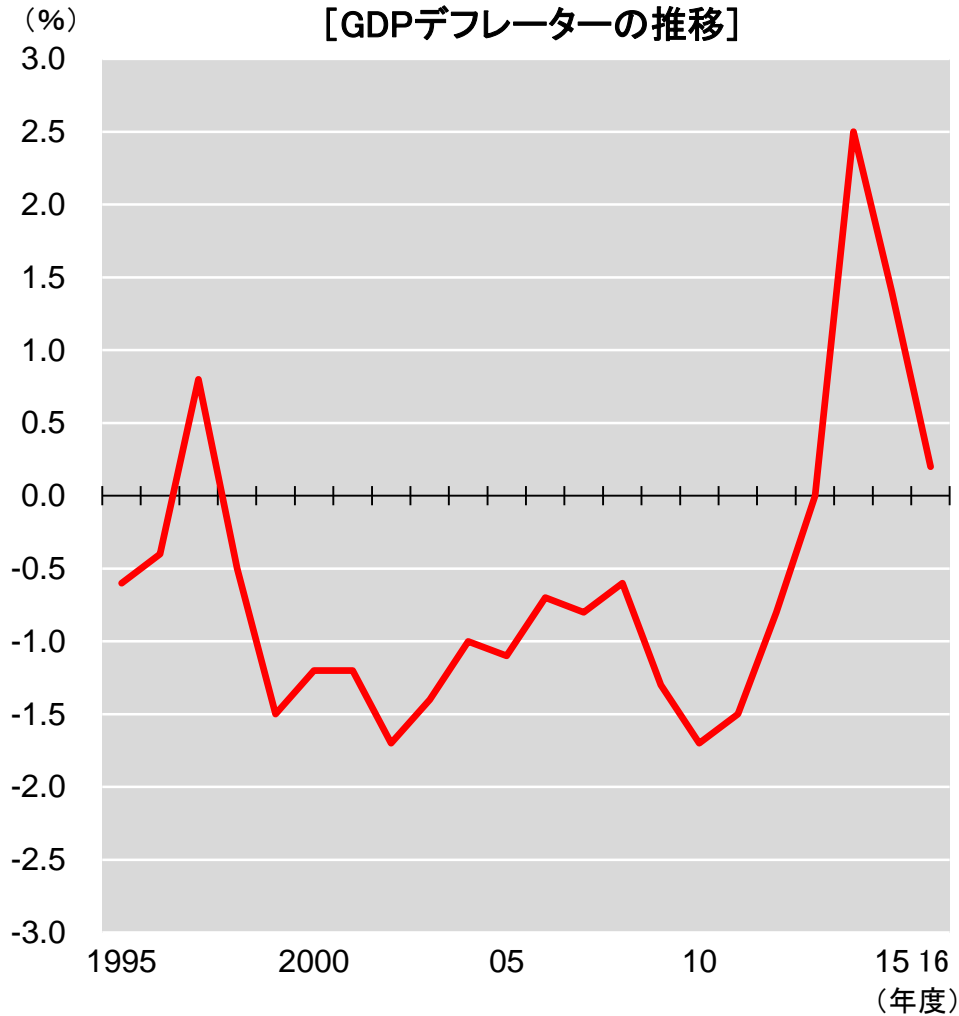
※1 生鮮食品を除く総合 ※2 食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合

## 2. 日本経済の状況



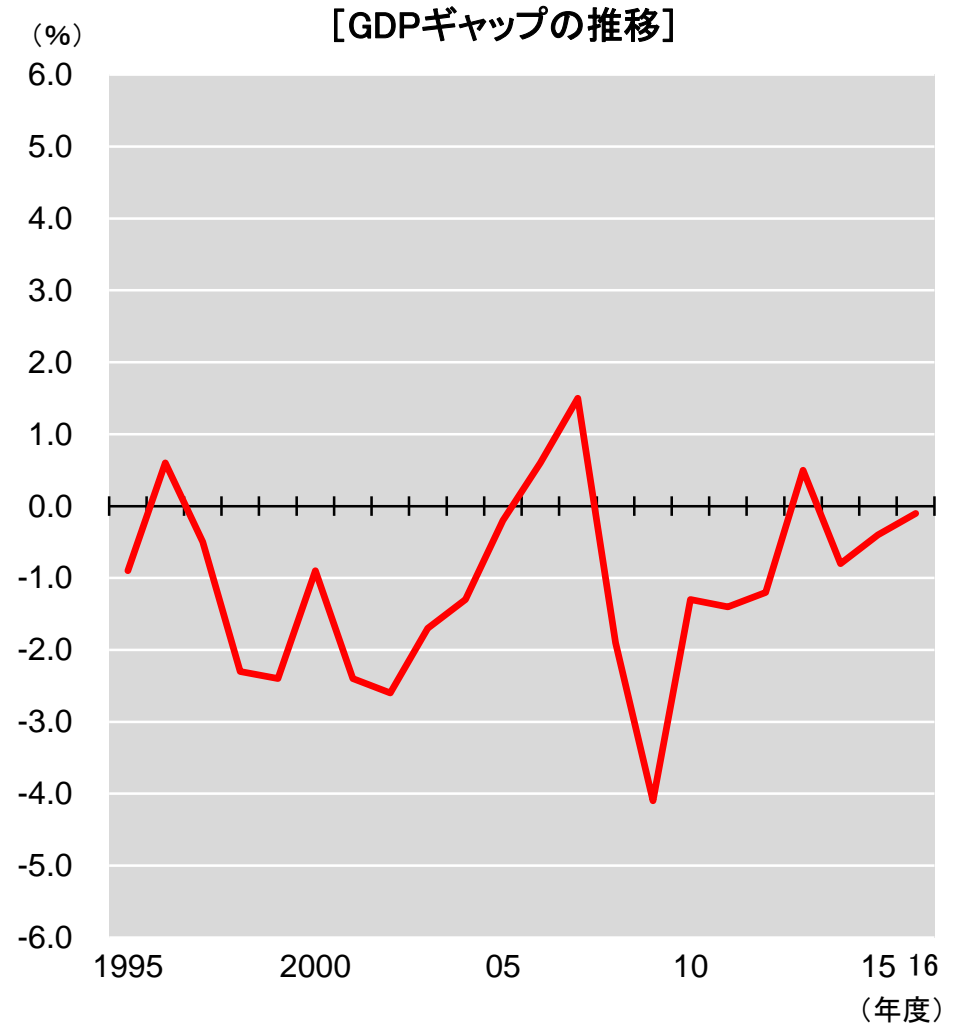
(出所)内閣府「国民経済計算」

## 2. 日本経済の状況



(出所)内閣府「国民経済計算」、「平成29年度の経済の見通しと経済財政運営の基本的態度」。

(注)2016年度の数値は実績見込み。

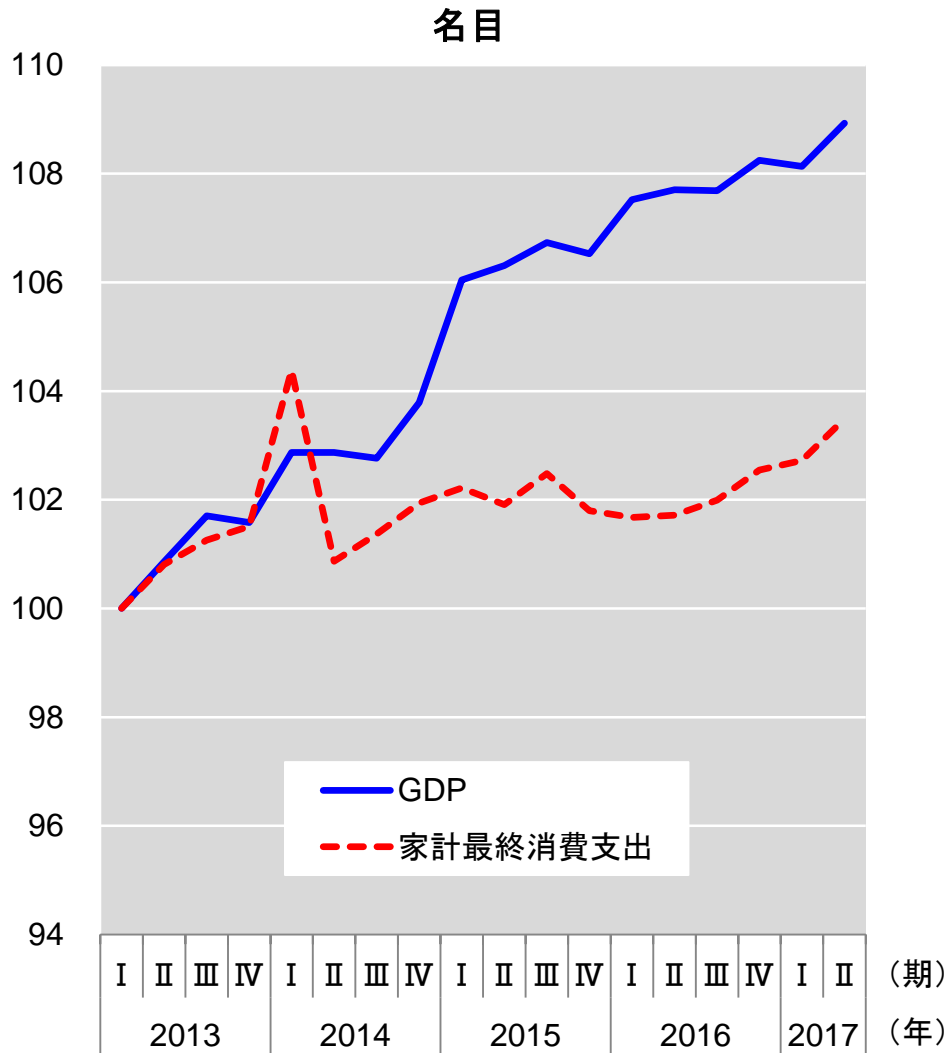


(出所)内閣府ホームページ

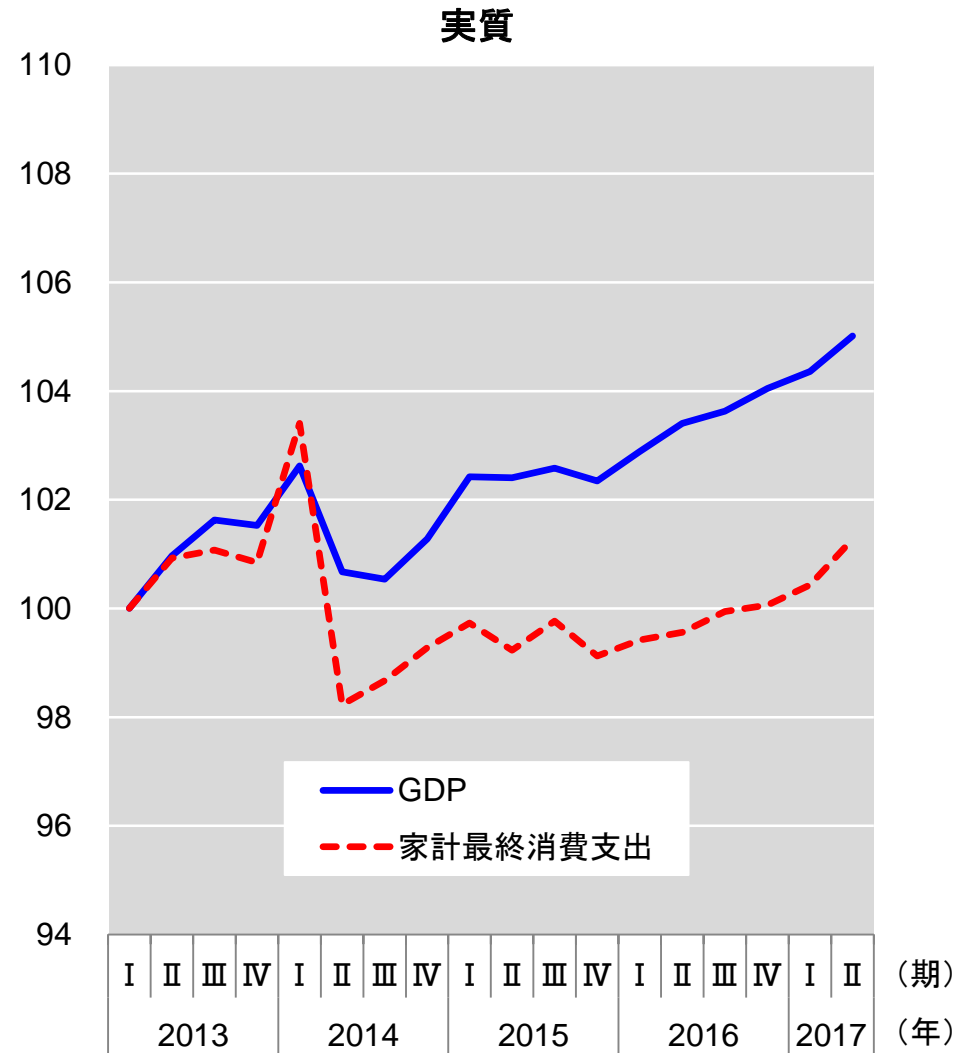
(注)GDPギャップのマイナスは供給に対して需要が不足していることを意味する。

## 2. 日本経済の状況

[GDPと家計最終消費支出の推移]



(出所)内閣府「国民経済計算」  
 (注)2013年第1四半期の値を100として指数化

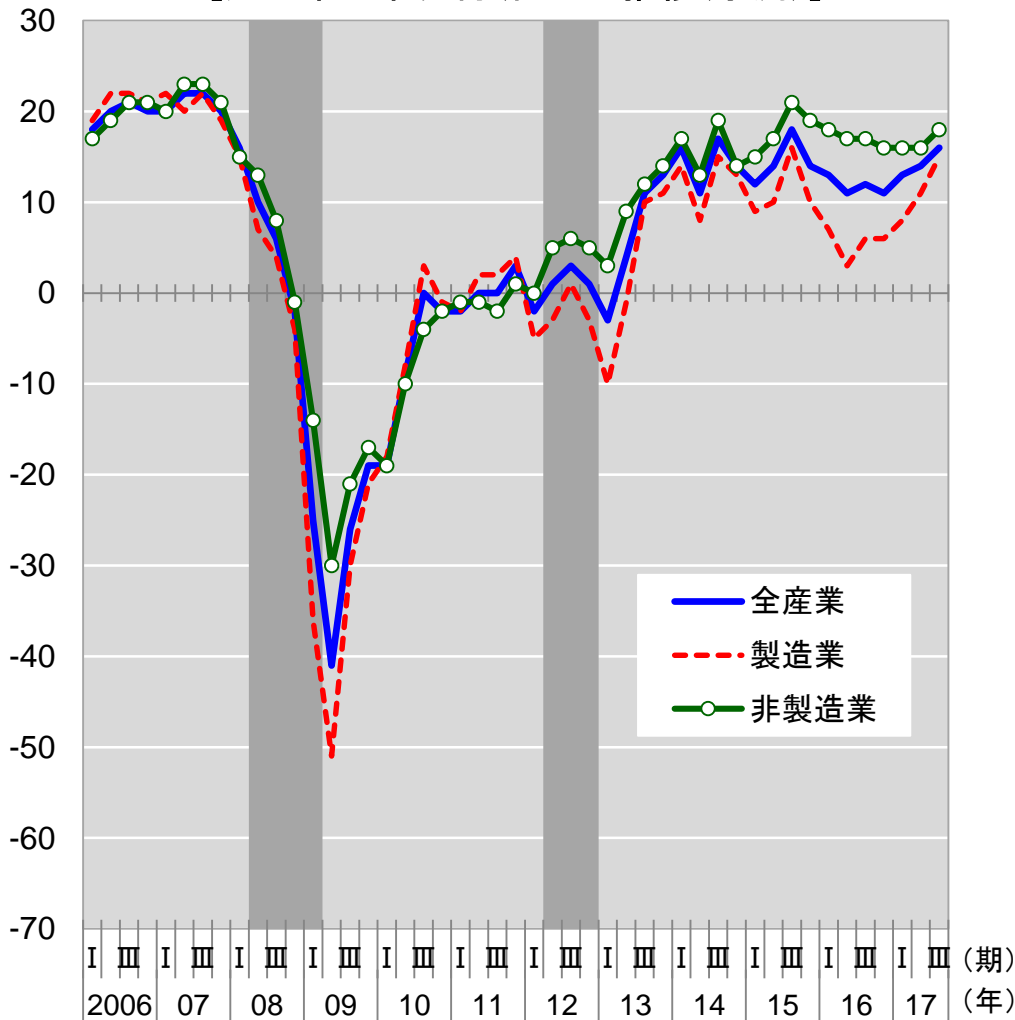


(出所)内閣府「国民経済計算」  
 (注)2013年第1四半期の値を100として指数化

# 3. 企業業績



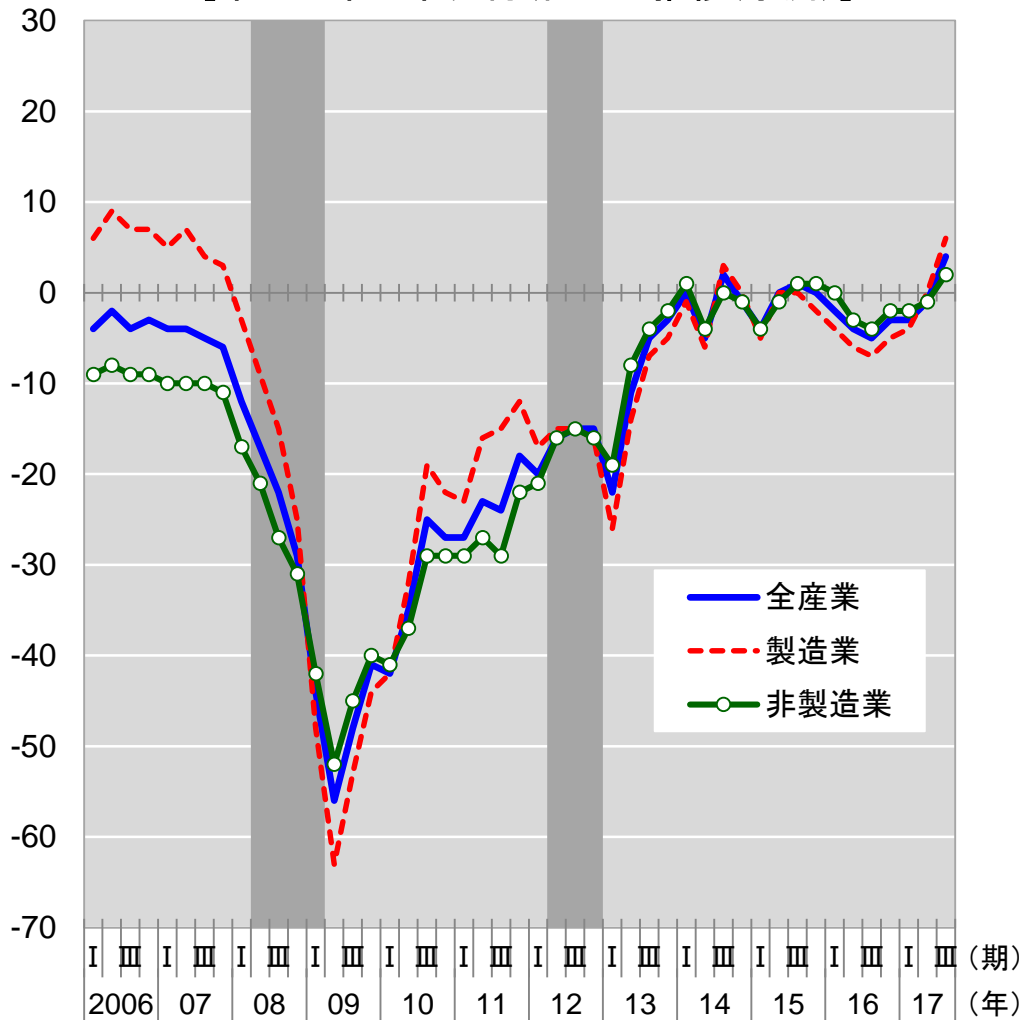
[大企業の業況判断D.I.の推移(予測)]



(出所) 日本銀行「短観」

(注) シャド一部分は景気後退期。大企業は資本金10億円以上。

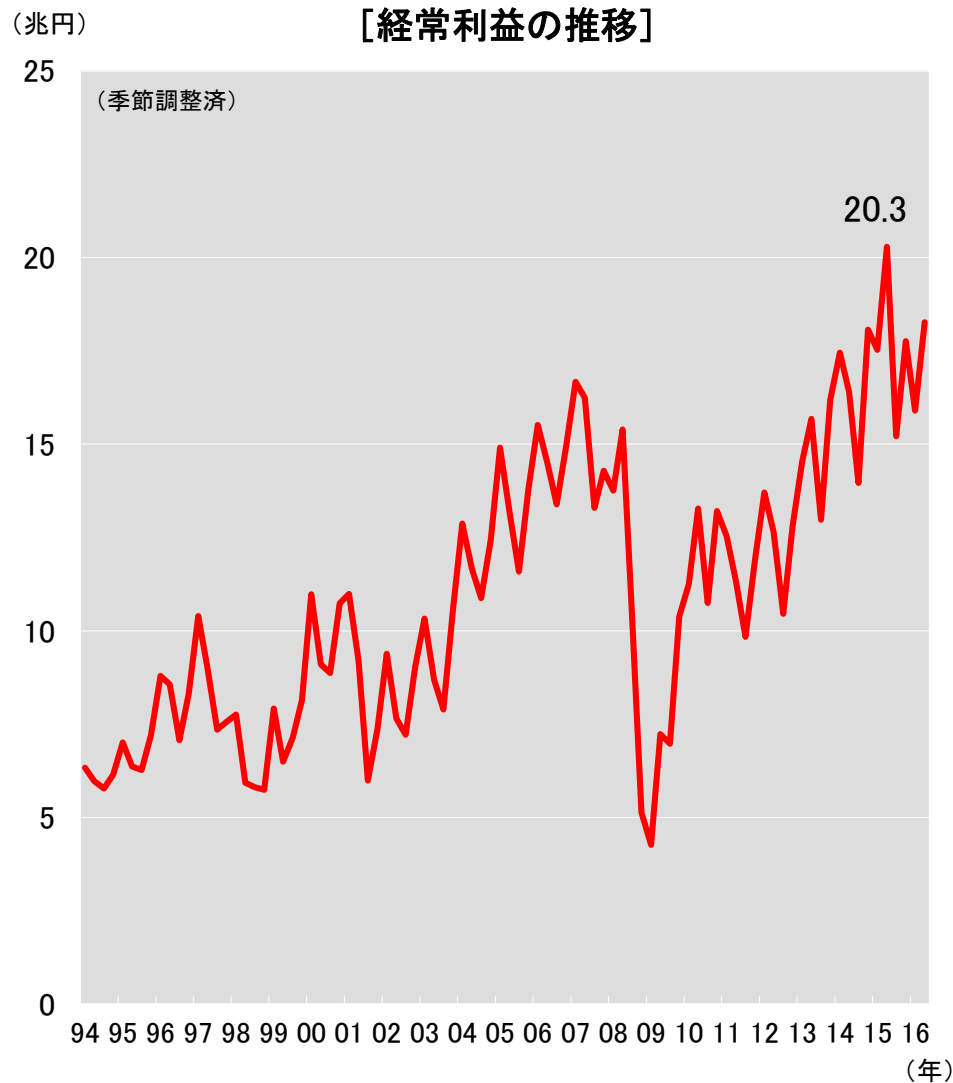
[中小企業の業況判断D.I.の推移(予測)]



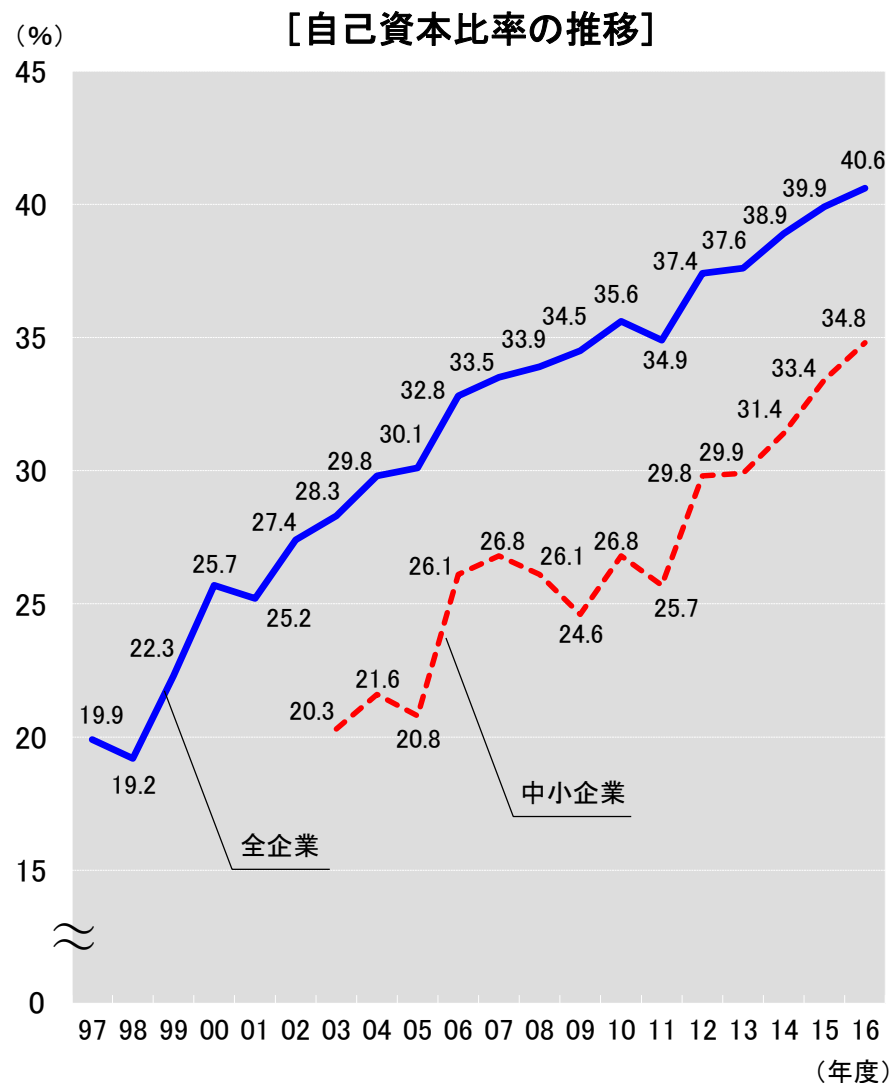
(出所) 日本銀行「短観」

(注) シャド一部分は景気後退期。中小企業は資本金2千万円以上1億円未満。

# 3. 企業業績



(出所)財務省「法人企業統計調査」



(出所)財務省「法人企業統計調査」

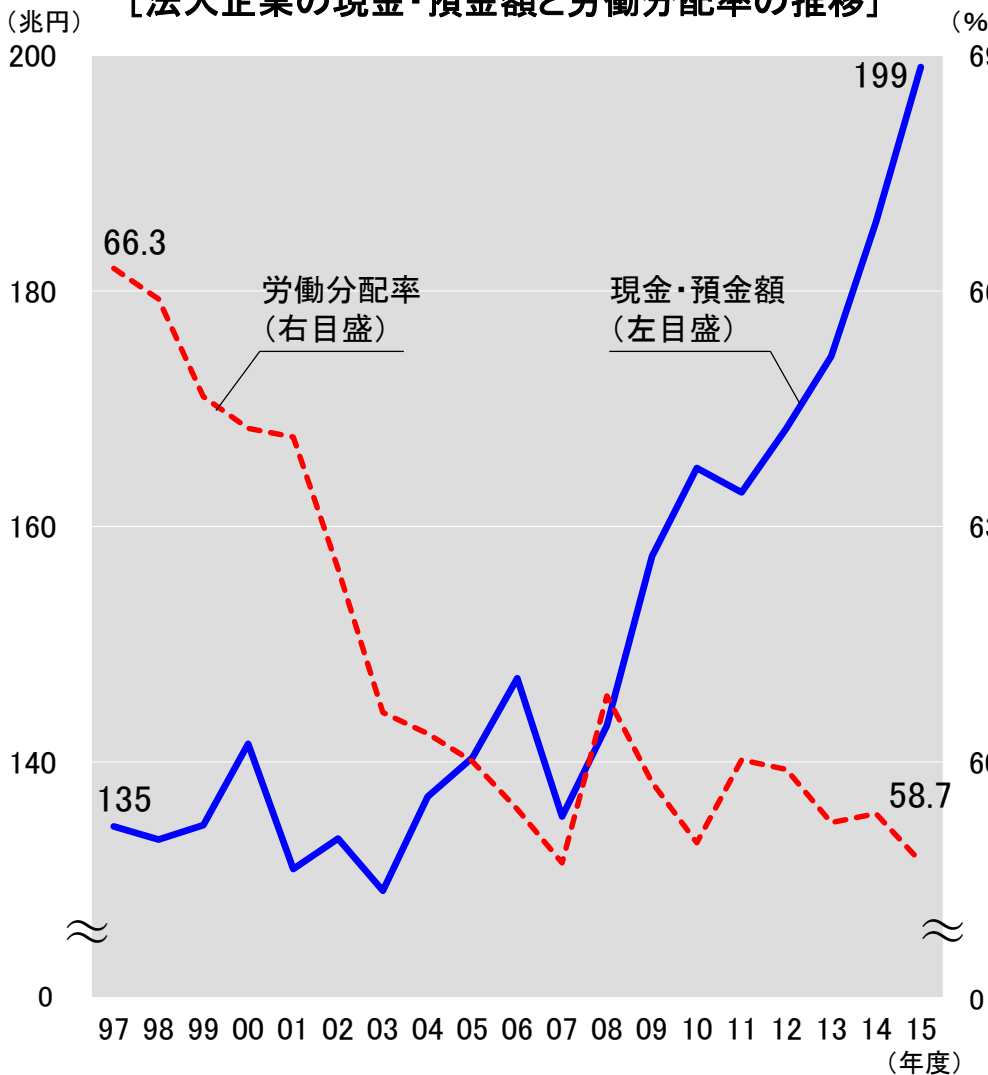
(注)ここでいう中小企業は、資本金1億円未満の企業



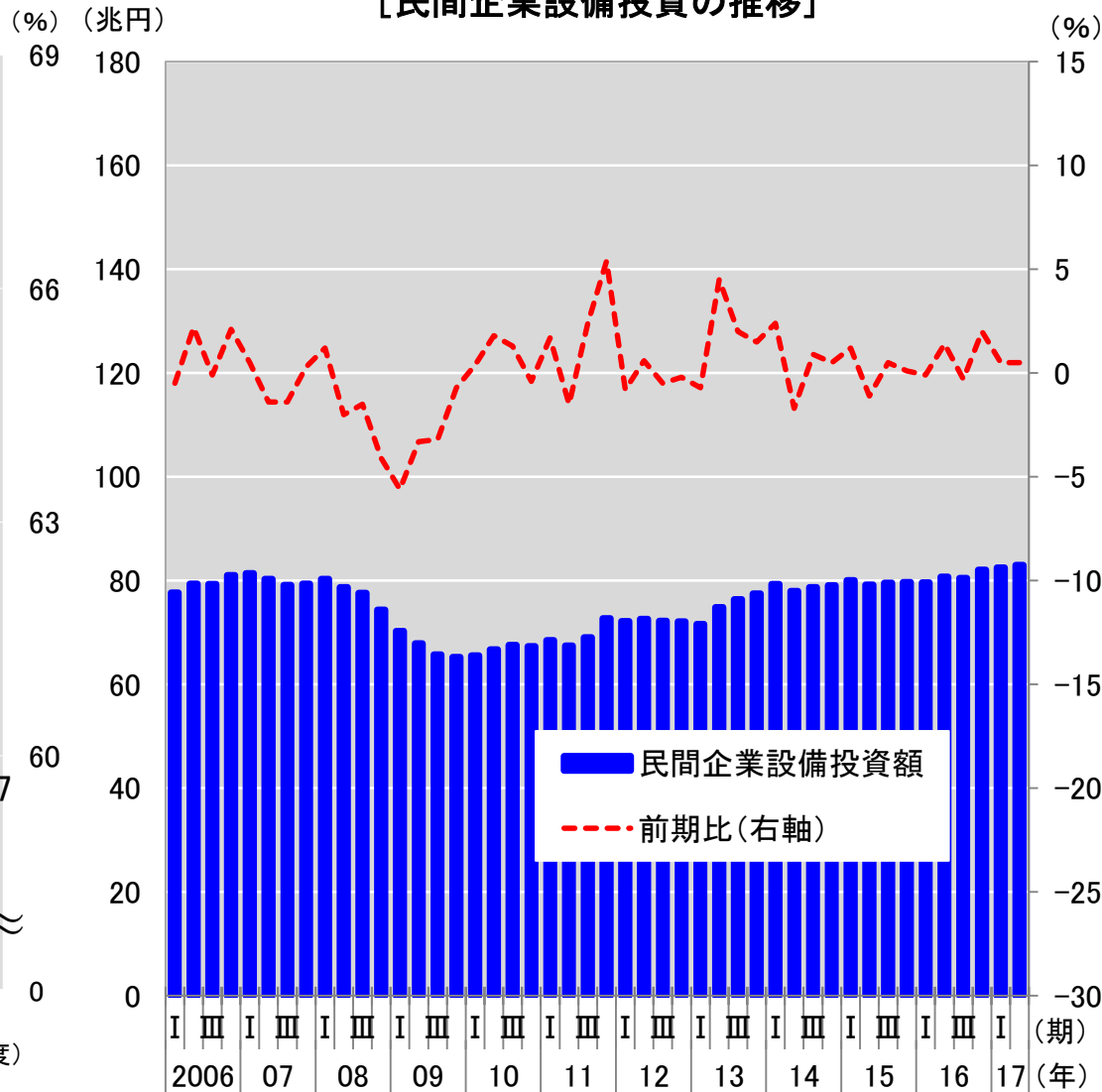
# 3. 企業業績



[法人企業の現金・預金額と労働分配率の推移]



[民間企業設備投資の推移]



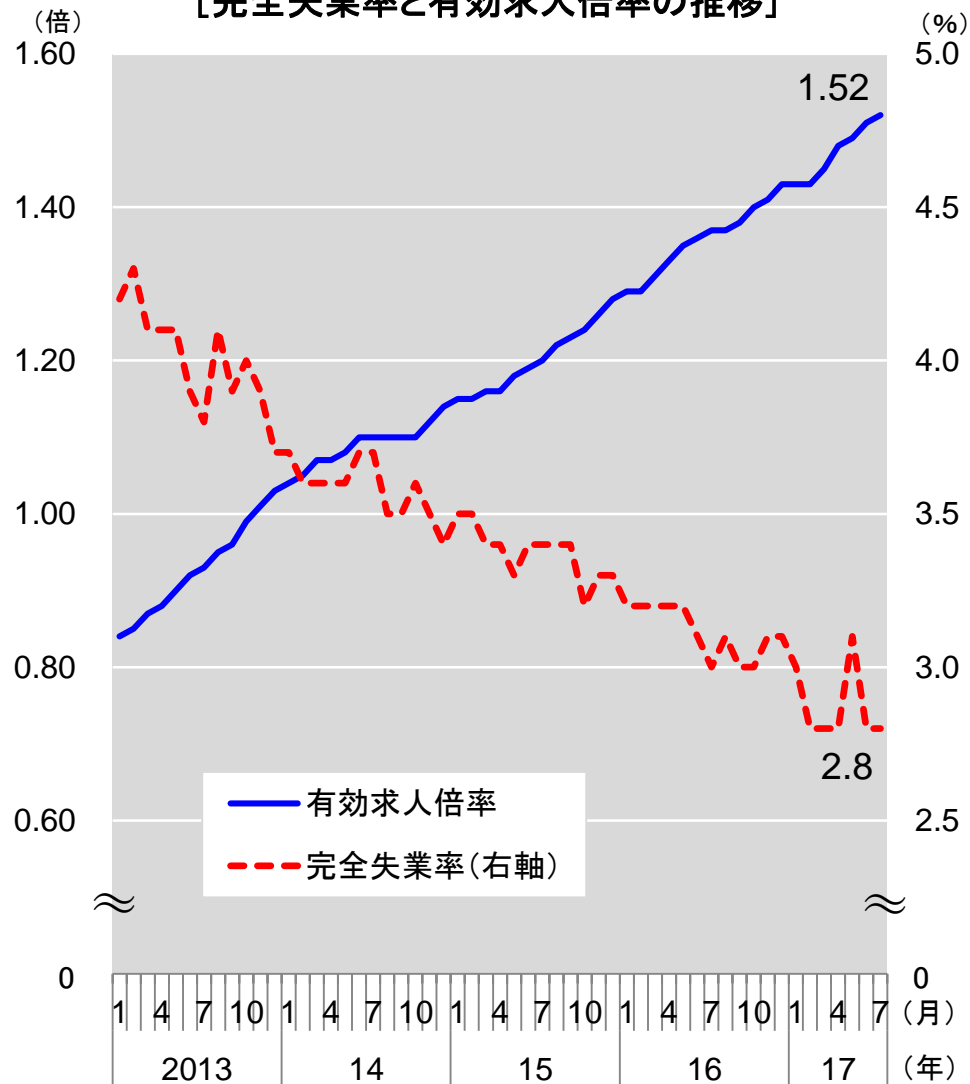
(出所)内閣府「四半期GDP速報」および財務省「法人基本統計調査」より連合作成  
 (注)労働分配率は連合の計算方法(1人あたり雇用者所得÷1人あたりGDP)。2015年度の就業者数および雇用者数は、労働力調査の2014年度から2015年度の伸び率をもとに連合にて推計。

(出所)内閣府「四半期別GDP速報」

# 4. 雇用環境

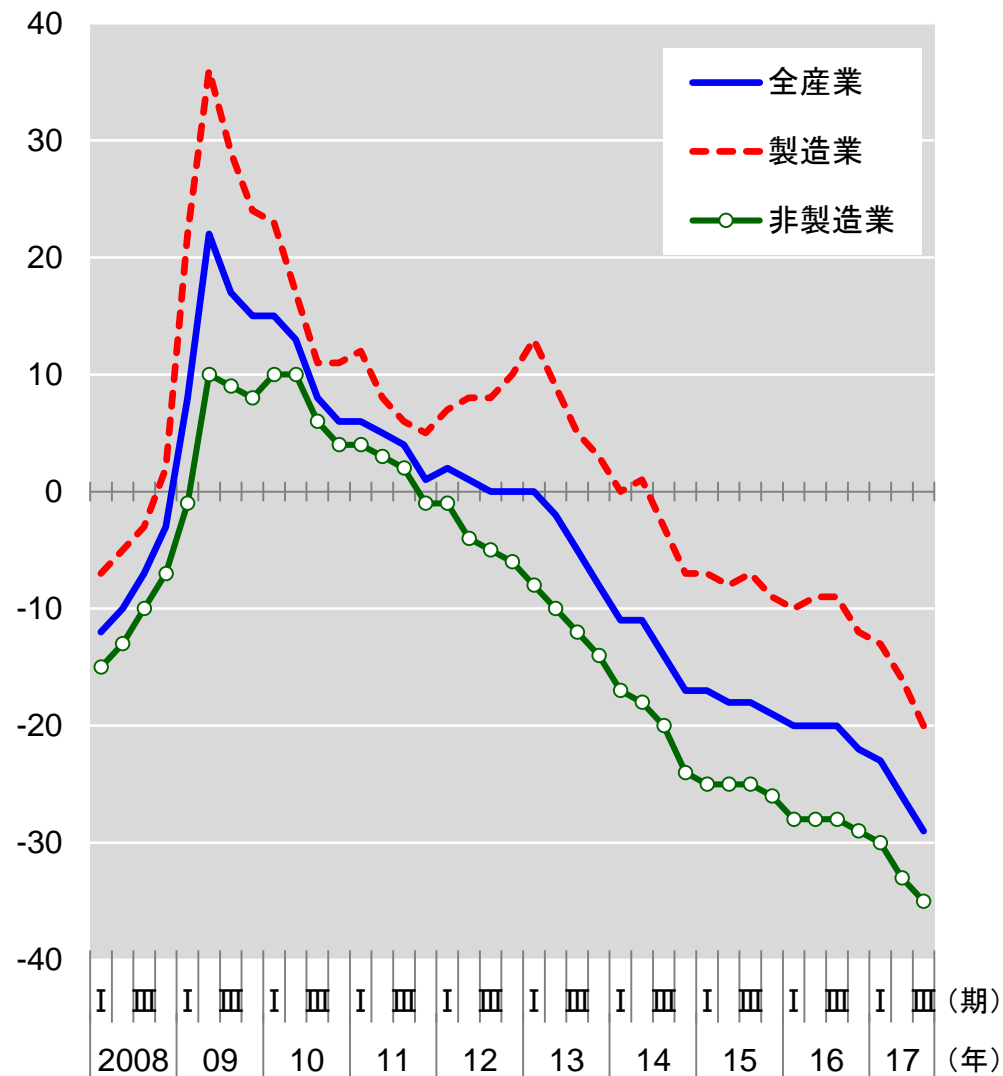


[完全失業率と有効求人倍率の推移]



(出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

[雇用人員D.I.の推移(予測)]

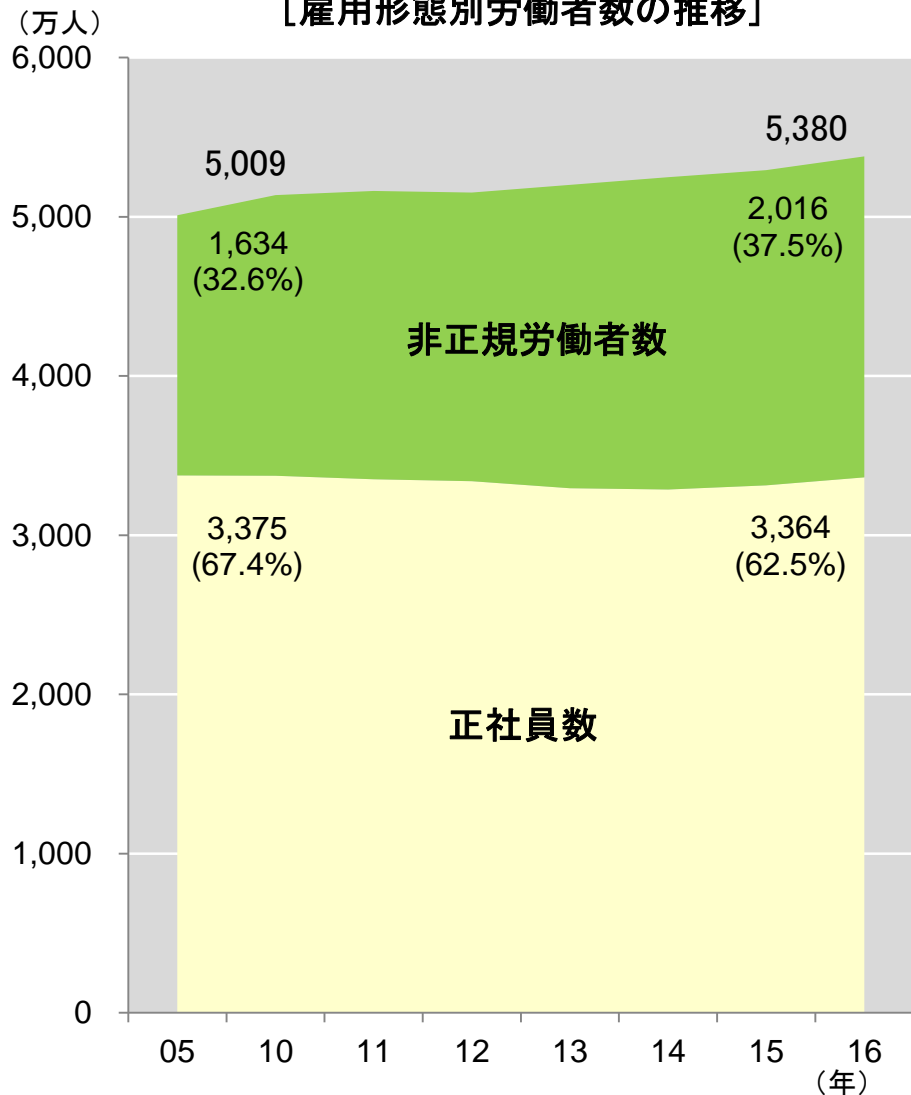


(出所) 日本銀行「短観」

# 4. 雇用環境

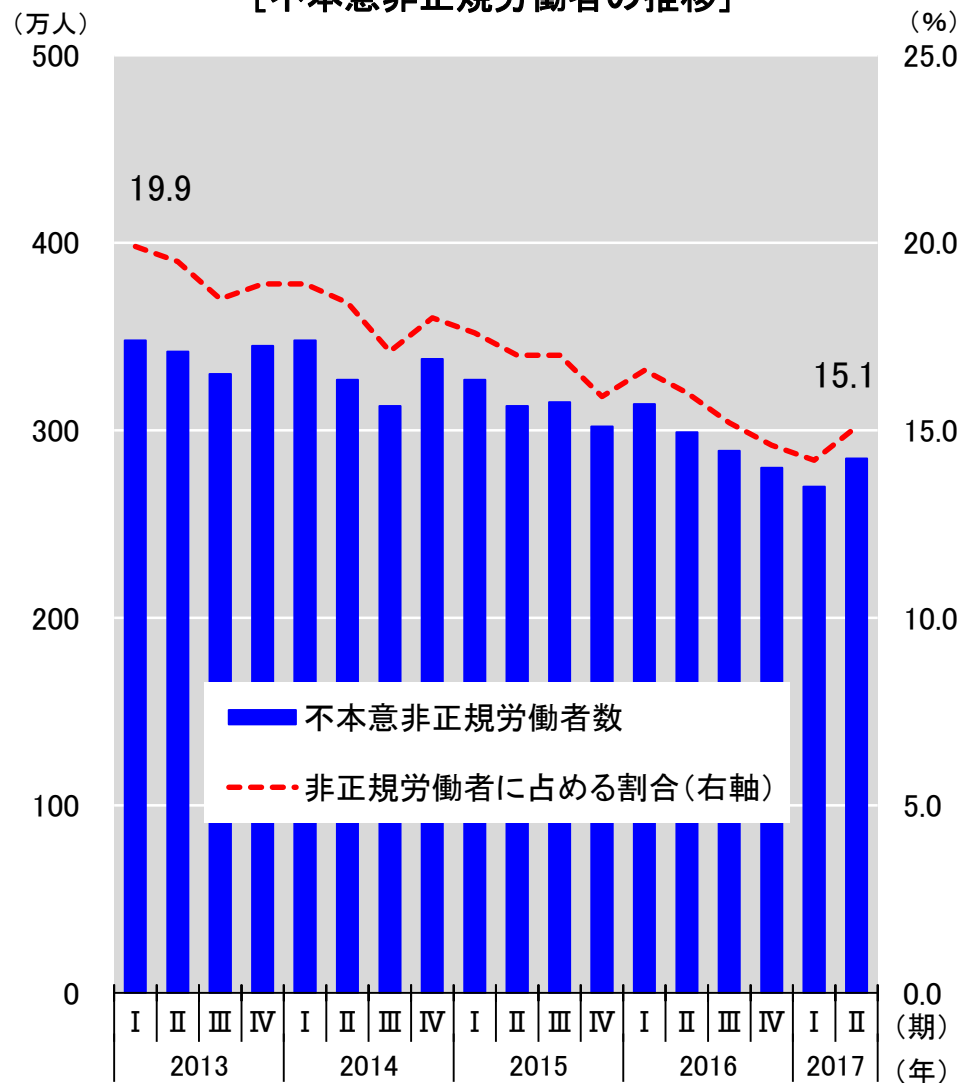


[雇用形態別労働者数の推移]



(出所)総務省「労働力調査」

[不本意非正規労働者の推移]

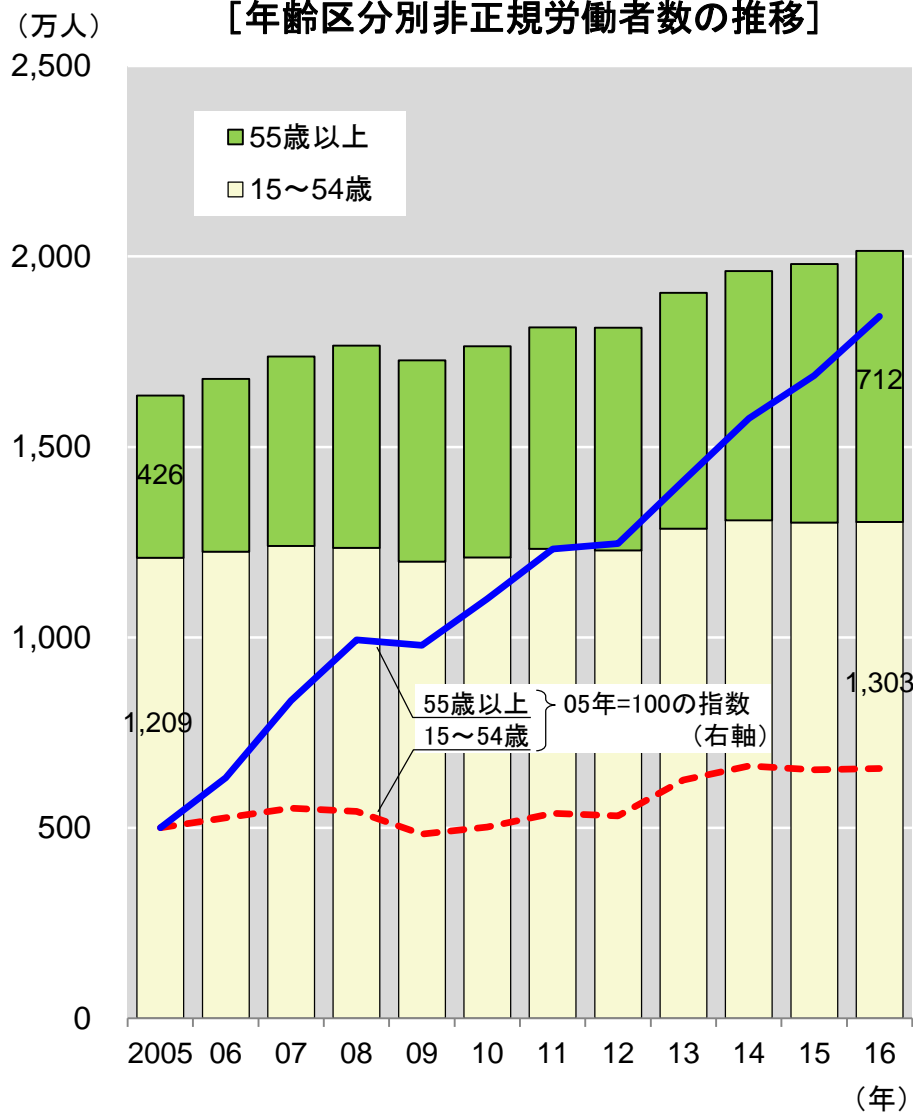


(出所)総務省「労働力調査」

# 4. 雇用環境

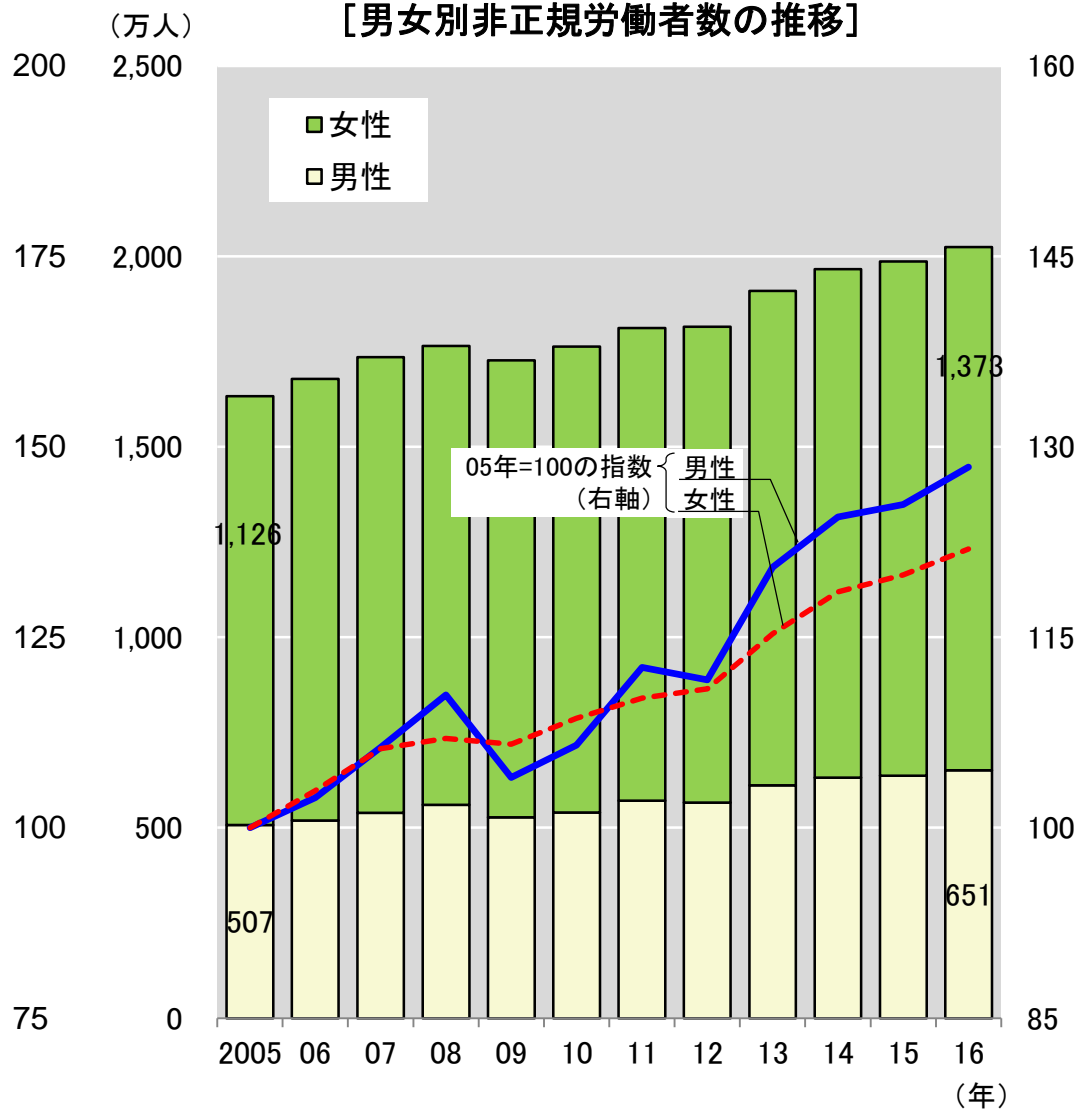


[年齢区分別非正規労働者数の推移]



(出所)総務省「労働力調査」

[男女別非正規労働者数の推移]

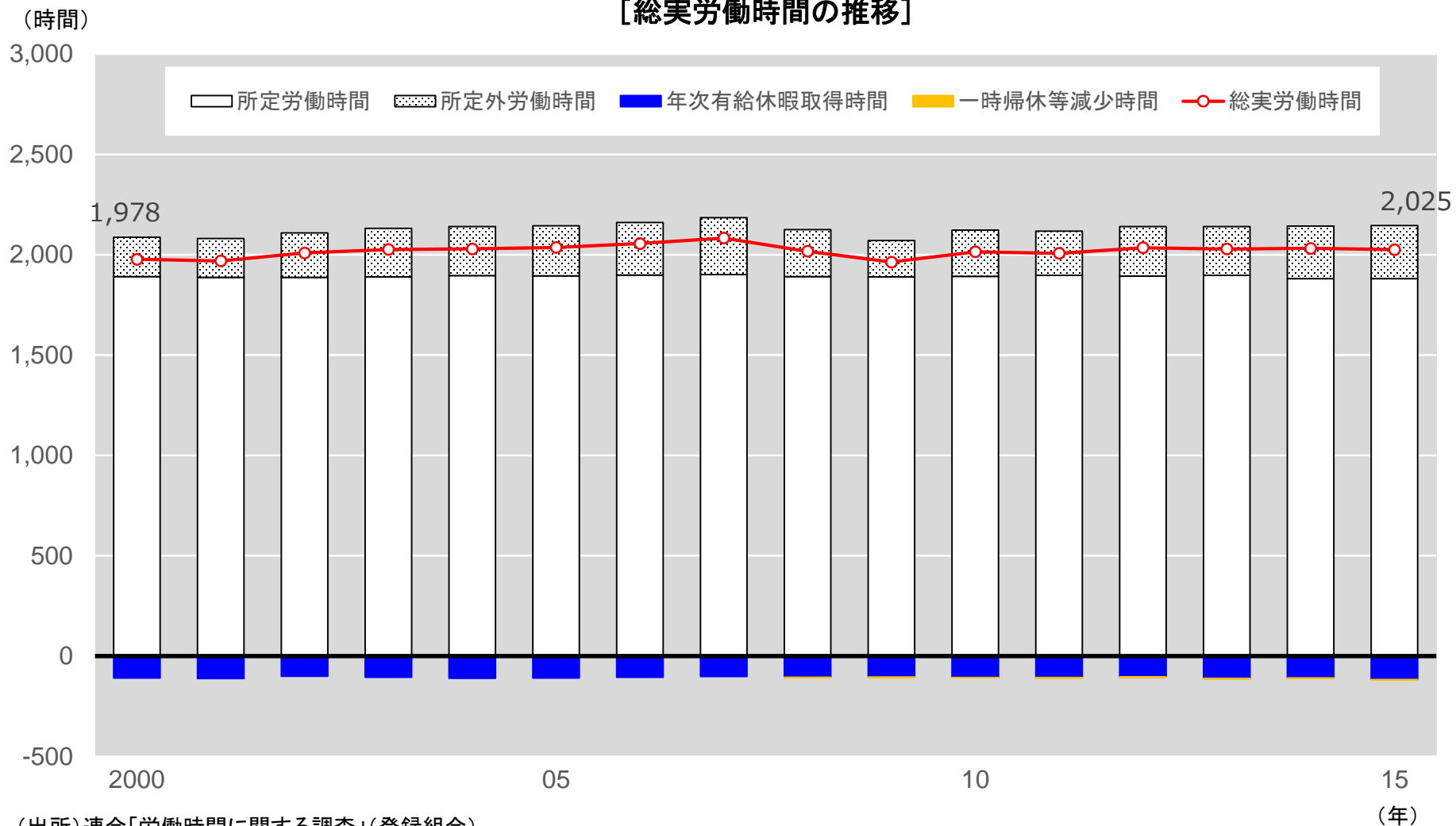


(出所)総務省「労働力調査」

# 4. 雇用環境



[総実労働時間の推移]

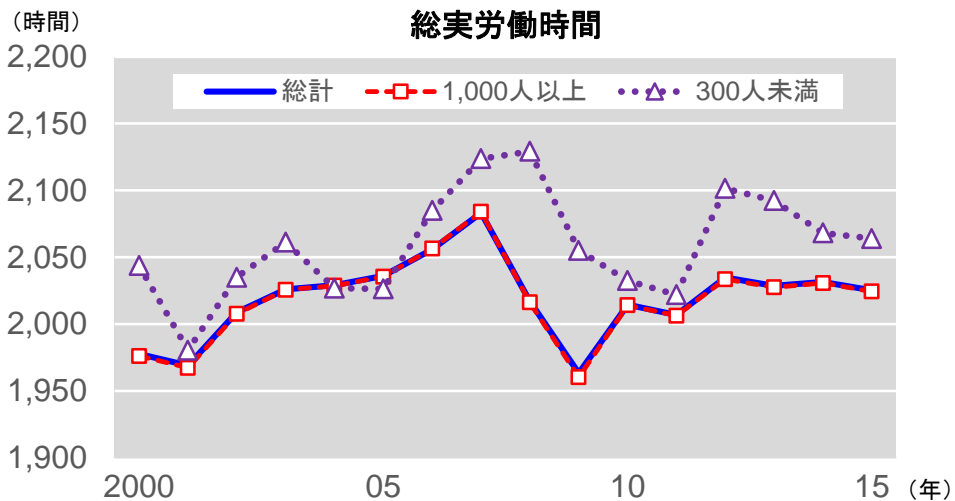


総実労働時間 = (所定労働時間) + (所定外労働時間) - (年次有給休暇取得時間) - (一時帰休等減少時間)

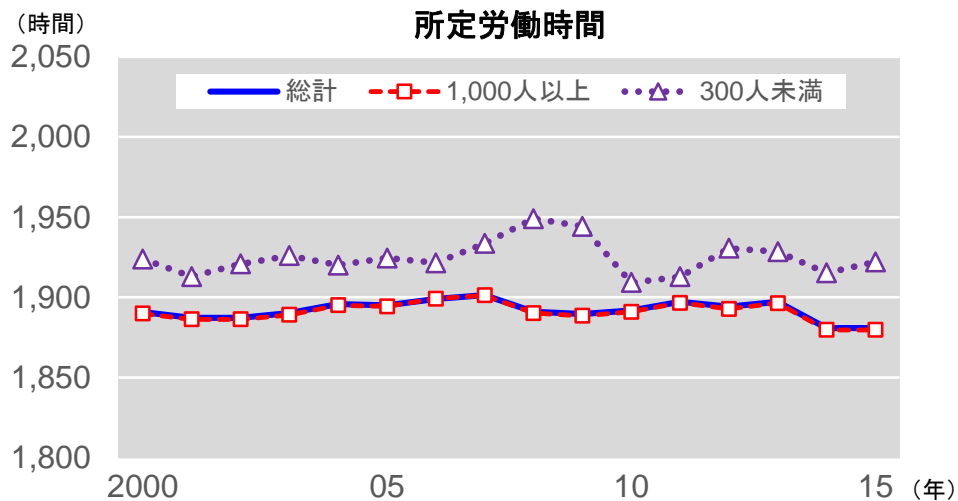
# 4. 雇用環境



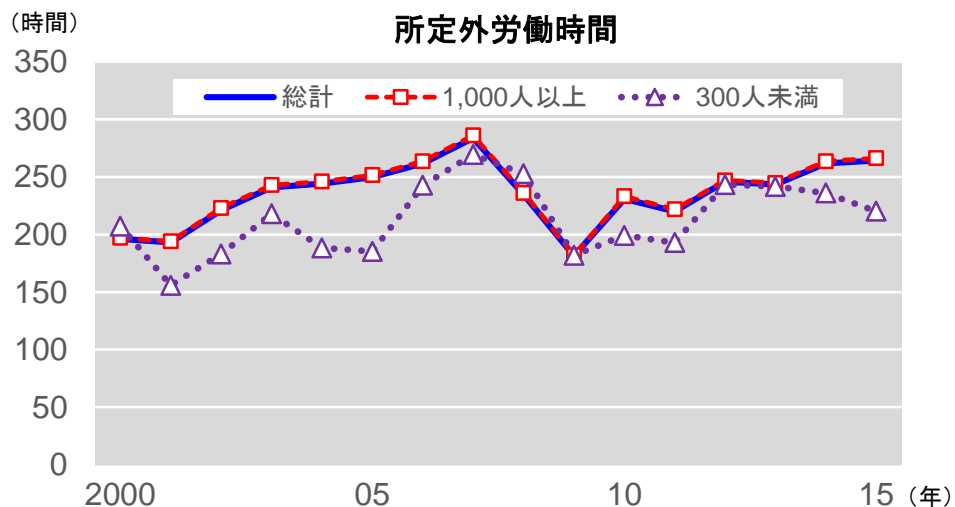
[企業規模別の各種労働時間の推移]



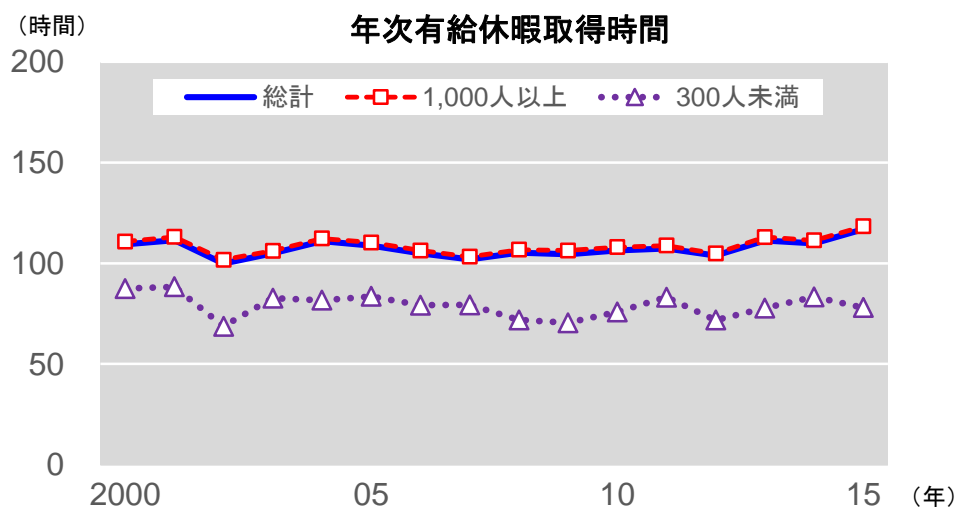
(出所) 連合「労働時間に関する調査」(登録組合)  
 (注) 数字は毎調査年における全登録組合の加重平均



(出所) 連合「労働時間に関する調査」(登録組合)  
 (注) 数字は毎調査年における全登録組合の加重平均



(出所) 連合「労働時間に関する調査」(登録組合)  
 (注) 数字は毎調査年における全登録組合の加重平均

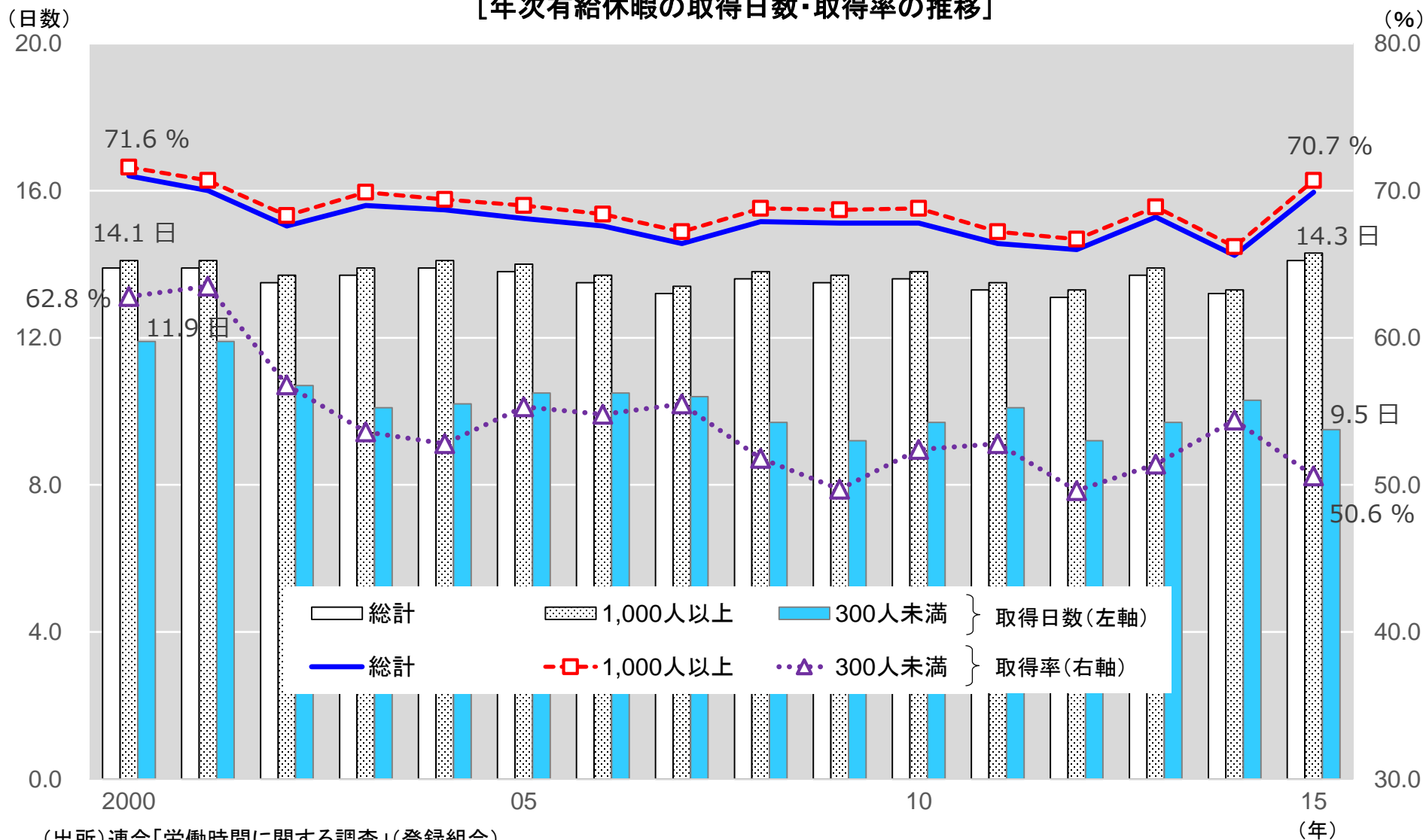


(出所) 連合「労働時間に関する調査」(登録組合)  
 (注) 数字は毎調査年における全登録組合の加重平均

# 4. 雇用環境



[年次有給休暇の取得日数・取得率の推移]

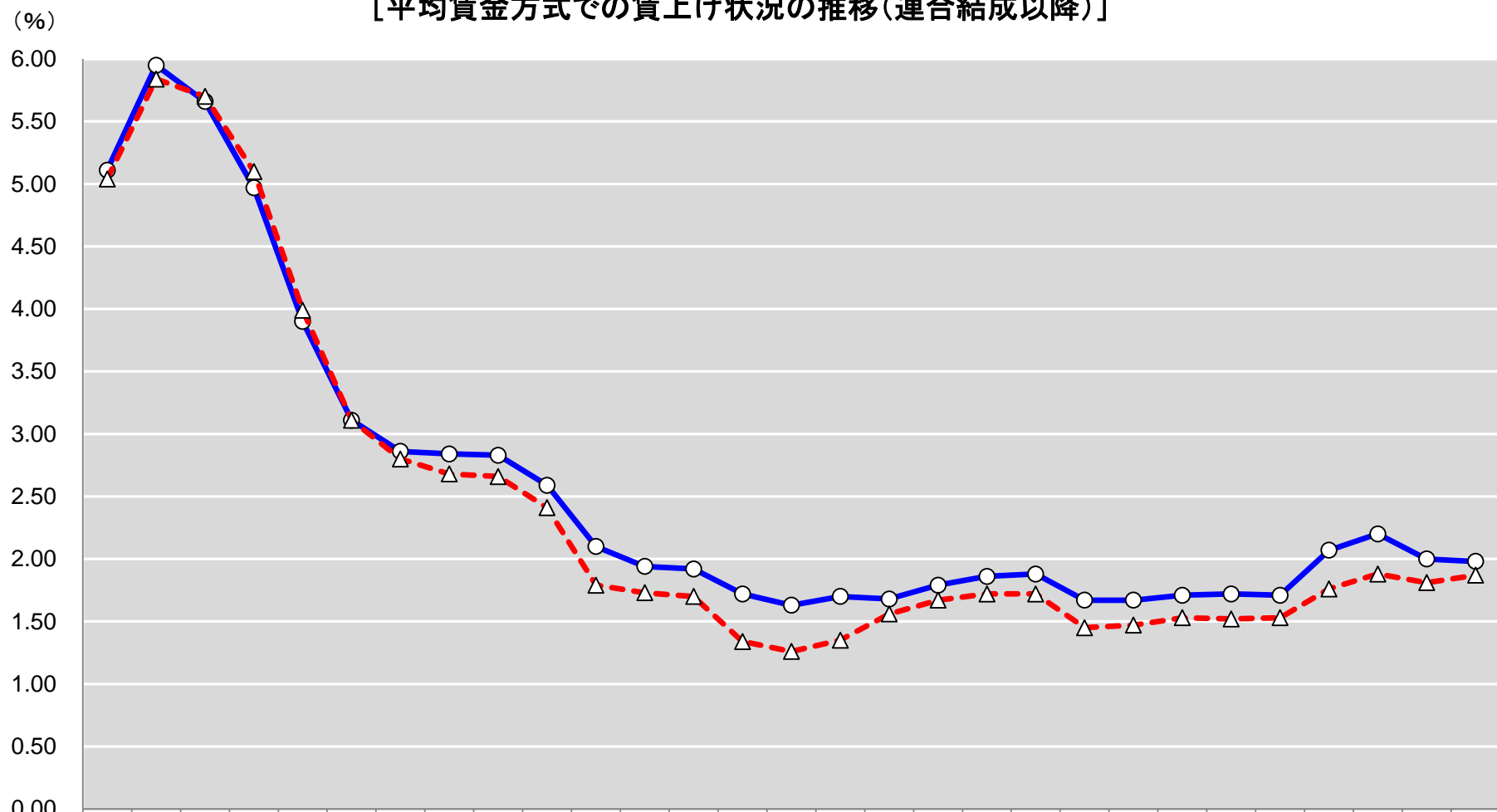


(出所) 連合「労働時間に関する調査」(登録組合)  
 (注) 数字は毎調査年における全登録組合の加重平均

# 5. 賃金の動向



[平均賃金方式での賃上げ状況の推移(連合結成以降)]



	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
○—賃上率(%)	5.11	5.95	5.66	4.97	3.90	3.11	2.86	2.84	2.83	2.59	2.10	1.94	1.92	1.72	1.63	1.70	1.68	1.79	1.86	1.88	1.67	1.67	1.71	1.72	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98
△- 中小賃上率(%)	5.04	5.84	5.70	5.10	3.99	3.11	2.80	2.68	2.66	2.41	1.79	1.73	1.70	1.34	1.26	1.35	1.56	1.67	1.72	1.72	1.45	1.47	1.53	1.52	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87

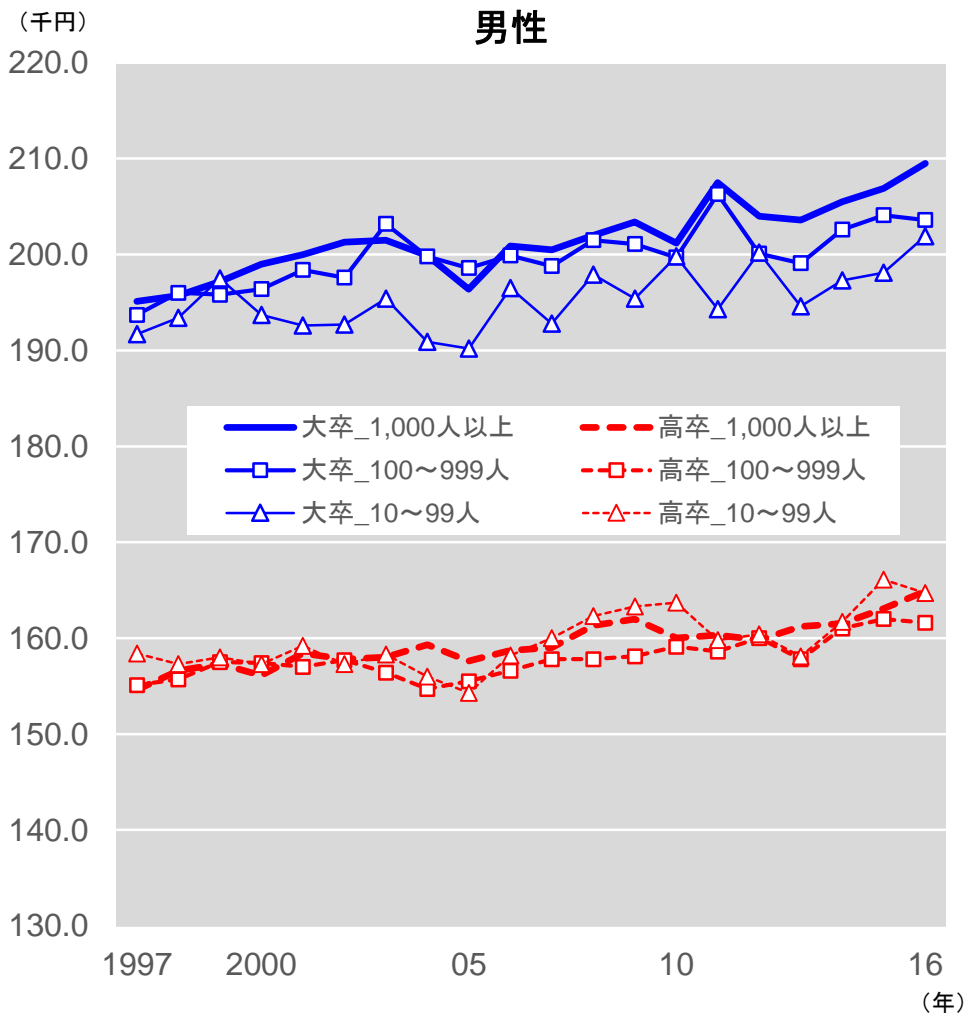
(注)データは、すべて6月末時点の最終集計結果。



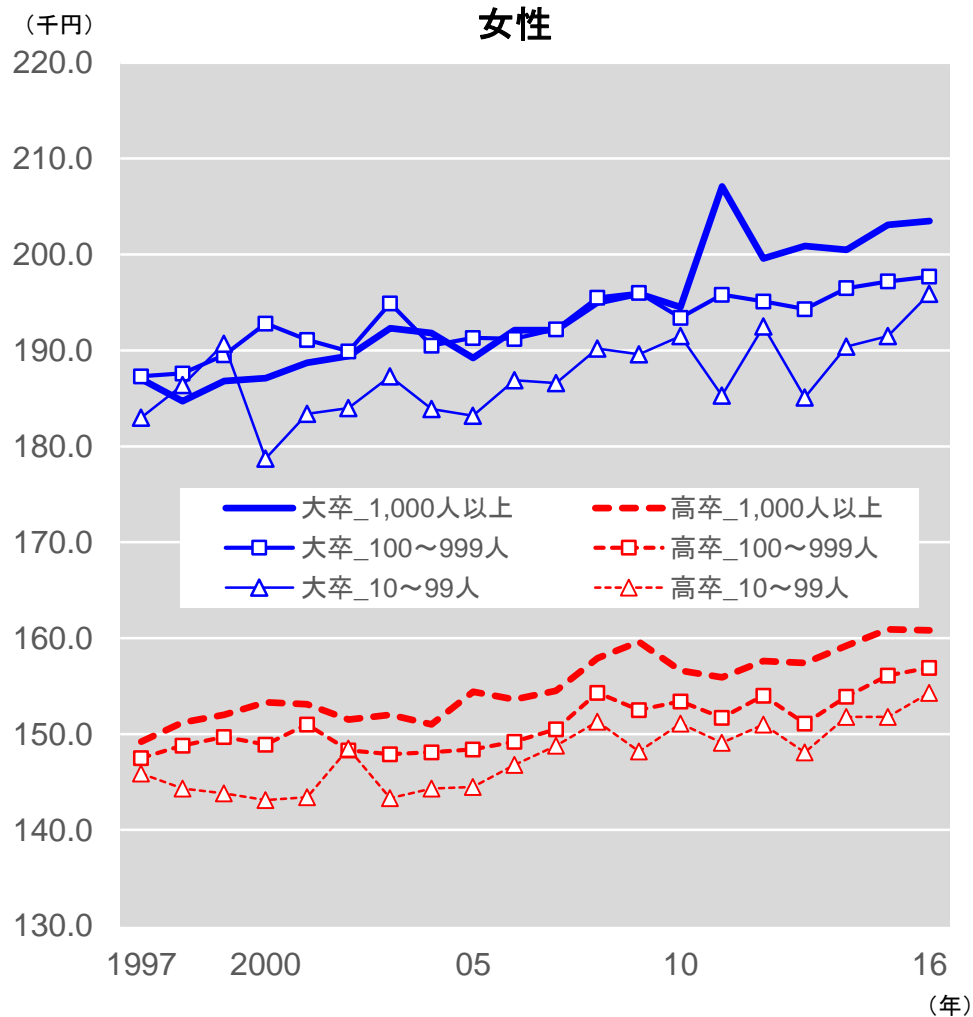
# 5. 賃金の動向



## [企業規模別初任給の推移]



(出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

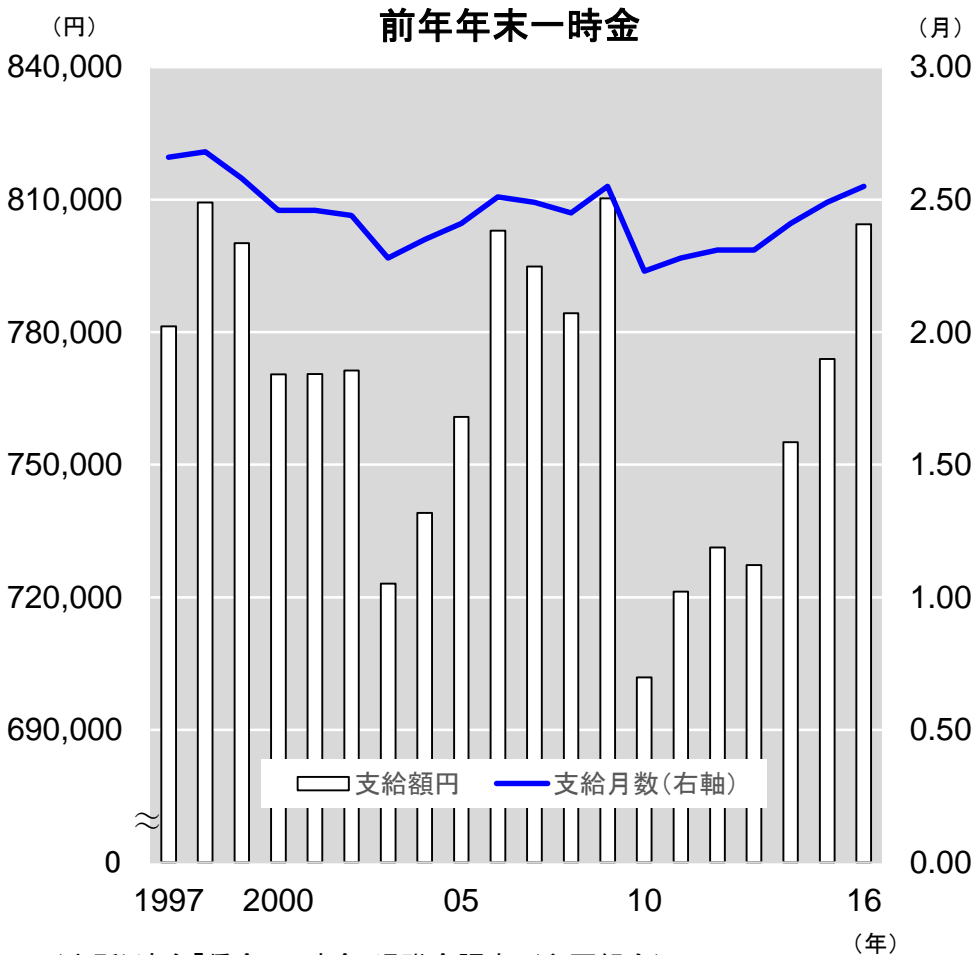


(出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

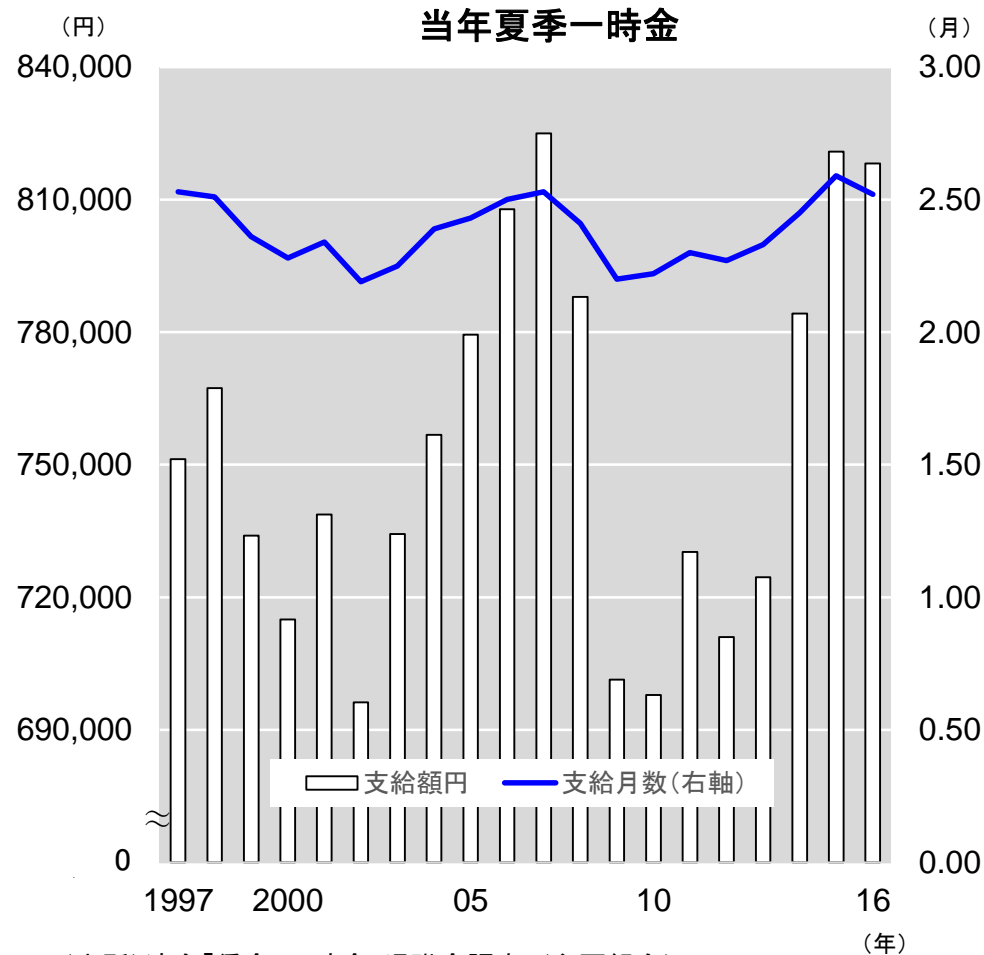
# 5. 賃金の動向



[一時金平均支給実績の推移]



(出所) 連合「賃金・一時金・退職金調査」(主要組合)  
 (注) 支給実績は加重平均



(出所) 連合「賃金・一時金・退職金調査」(主要組合)  
 (注) 支給実績は加重平均

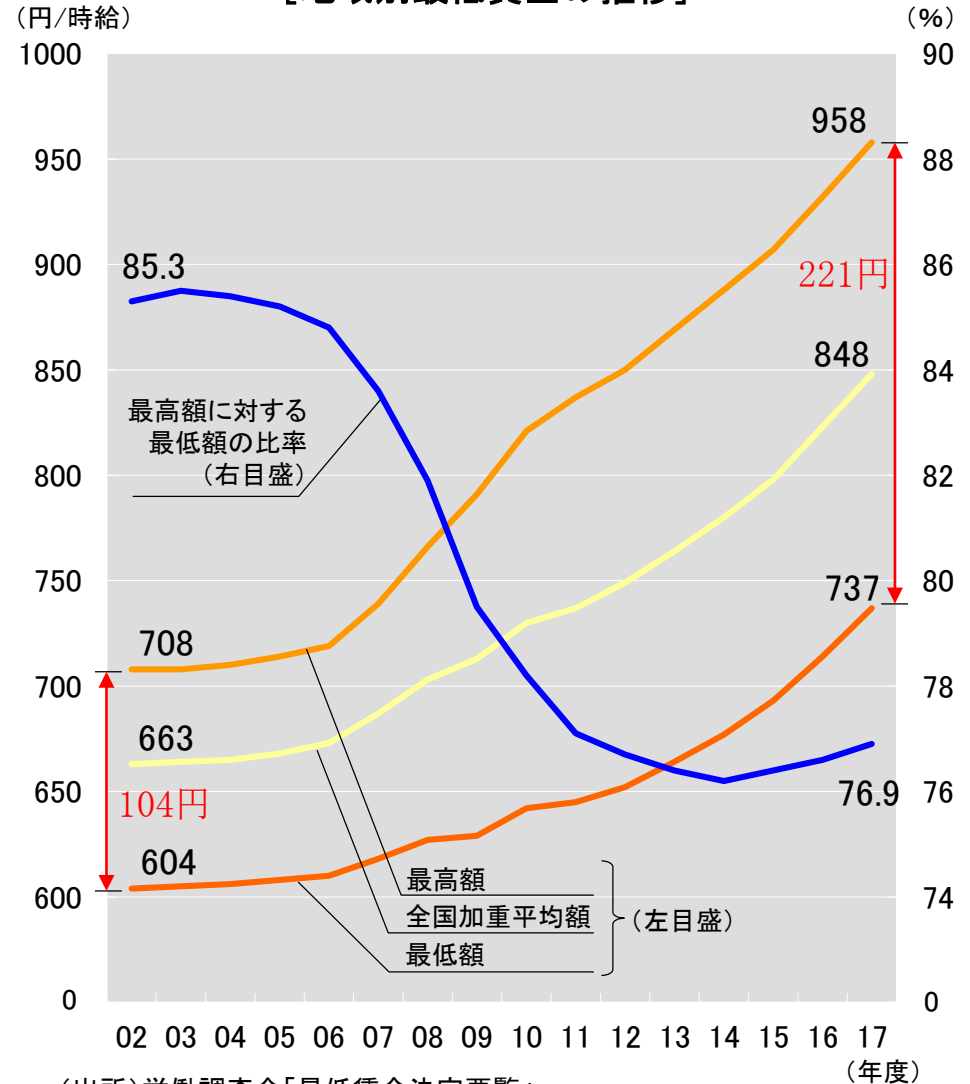
# 5. 賃金の動向

## [2017年 地域別最低賃金額 改定状況]

ランク	都道府県名	2016年度	2017年度改定			
		最低賃金額 時間額	最低賃金額 時間額	引上げ額	率	
A	東京	932	958	26	2.79%	
	神奈川	930	956	26	2.80%	
	大阪	883	909	26	2.94%	
	埼玉	845	871	26	3.08%	
	愛知	845	871	26	3.08%	
	千葉	842	868	26	3.09%	
	京都	831	856	25	3.01%	
B	兵庫	819	844	25	3.05%	
	静岡	807	832	25	3.10%	
	三重	795	820	25	3.14%	
	広島	793	818	25	3.15%	
	滋賀	788	813	25	3.17%	
	栃木	775	800	25	3.23%	
	茨城	771	796	25	3.24%	
	富山	770	795	25	3.25%	
	長野	770	795	25	3.25%	
	山梨	759	784	25	3.29%	
	C	北海道	786	810	24	3.05%
		岐阜	776	800	24	3.09%
		福岡	765	789	24	3.14%
		奈良	762	786	24	3.15%
群馬		759	783	24	3.16%	
石川		757	781	24	3.17%	
岡山		757	781	24	3.17%	
福井		754	778	24	3.18%	
新潟		753	778	25	3.32%	
和歌山		753	777	24	3.19%	
山口		753	777	24	3.19%	
宮城		748	772	24	3.21%	
香川		742	766	24	3.23%	
徳島		716	740	24	3.35%	

ランク	都道府県名	2016年度	2017年度改定		
		最低賃金額 時間額	最低賃金額 時間額	引上げ額	率
D	福島	726	748	22	3.03%
	島根	718	740	22	3.06%
	山形	717	739	22	3.07%
	愛媛	717	739	22	3.07%
	青森	716	738	22	3.07%
	岩手	716	738	22	3.07%
	秋田	716	738	22	3.07%
	鳥取	715	738	23	3.22%
	高知	715	737	22	3.08%
	佐賀	715	737	22	3.08%
	長崎	715	737	22	3.08%
	熊本	715	737	22	3.08%
	大分	715	737	22	3.08%
	鹿児島	715	737	22	3.08%
	沖縄	714	737	23	3.22%
	加重平均	823	848	25	3.04%

## [地域別最低賃金の推移]



# 5. 賃金の動向



[2017地域別最低賃金 改定額一覧]

ランク	中賃の目安額		実際の引き上げ額		改定後の地賃額	
	2016	2017	2016	※2017	2016	※2017
A	25	26	25	26	894	920
B	24	25	25	25	796	821
C	22	24	22	25	762	787
D	21	22	22	22	717	739
全国加重平均	24	25	25	25	823	848

※2017.8.21連合試算

C: 北海道 ¥810

D: 青森 ¥738

D: 秋田 ¥738    D: 岩手 ¥738

D: 山形 ¥739    C: 宮城 ¥772

D: 福島 ¥748

C: 石川 ¥781

B: 富山 ¥795

C: 新潟 ¥778

C: 岐阜 ¥800

B: 長野 ¥795

C: 群馬 ¥783

B: 栃木 ¥800

B: 茨城 ¥796

C: 山口 ¥777

D: 島根 ¥740

D: 鳥取 ¥738

B: 兵庫 ¥844

B: 京都 ¥856

C: 福井 ¥778

B: 滋賀 ¥813

B: 山梨 ¥784

A: 埼玉 ¥871

A: 東京 ¥958

A: 千葉 ¥868

D: 佐賀 ¥737

C: 福岡 ¥789

D: 大分 ¥737

D: 長崎 ¥737

D: 熊本 ¥737

D: 宮崎 ¥737

A: 大阪 ¥909

C: 奈良 ¥786

B: 三重 ¥820

A: 愛知 ¥871

B: 静岡 ¥832

A: 神奈川 ¥956

D: 鹿児島 ¥737

D: 愛媛 ¥739

C: 香川 ¥766

D: 高知 ¥737

C: 徳島 ¥740

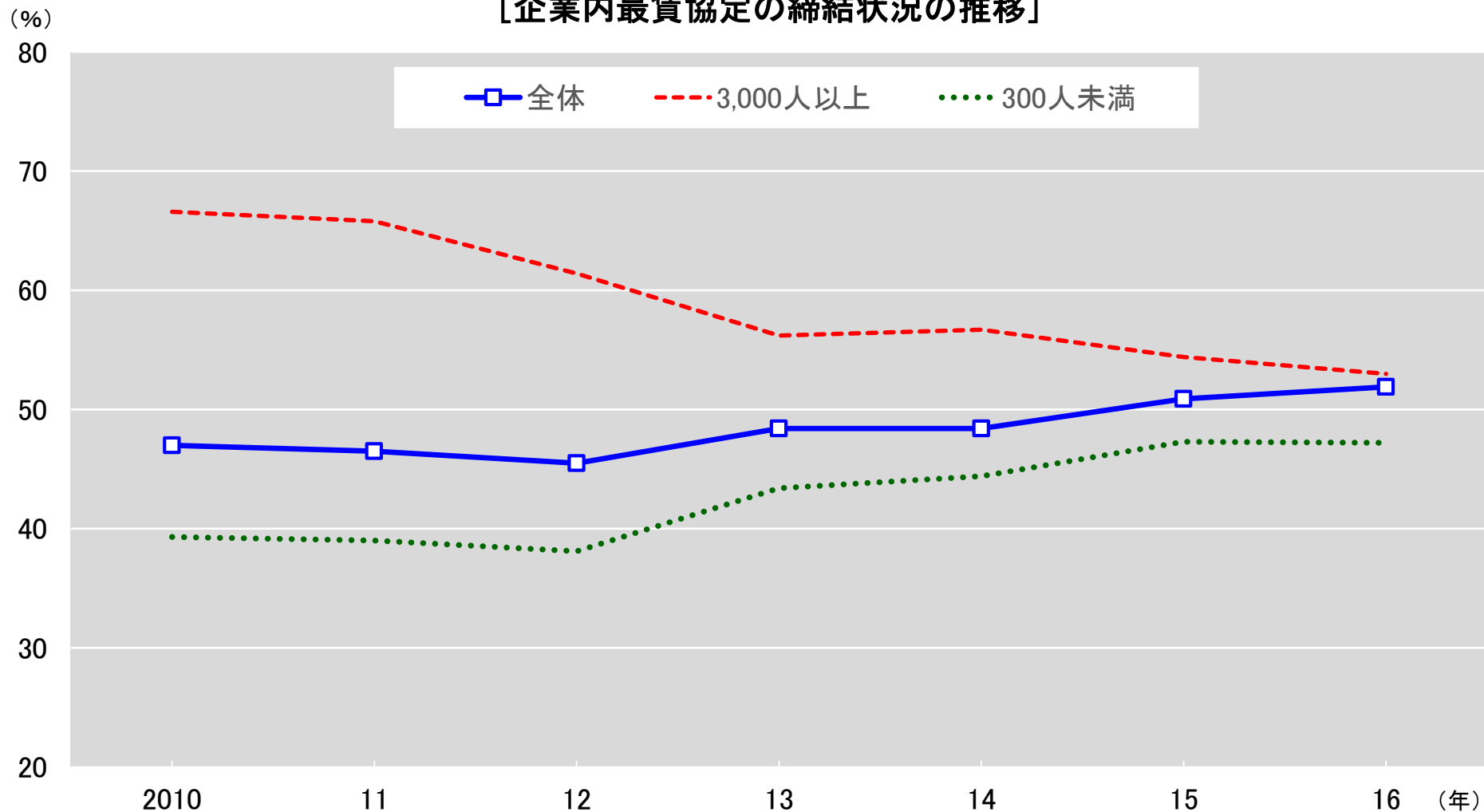
C: 和歌山 ¥777

D: 沖縄 ¥737

800円未満

800円以上

[企業内最賃協定の締結状況の推移]



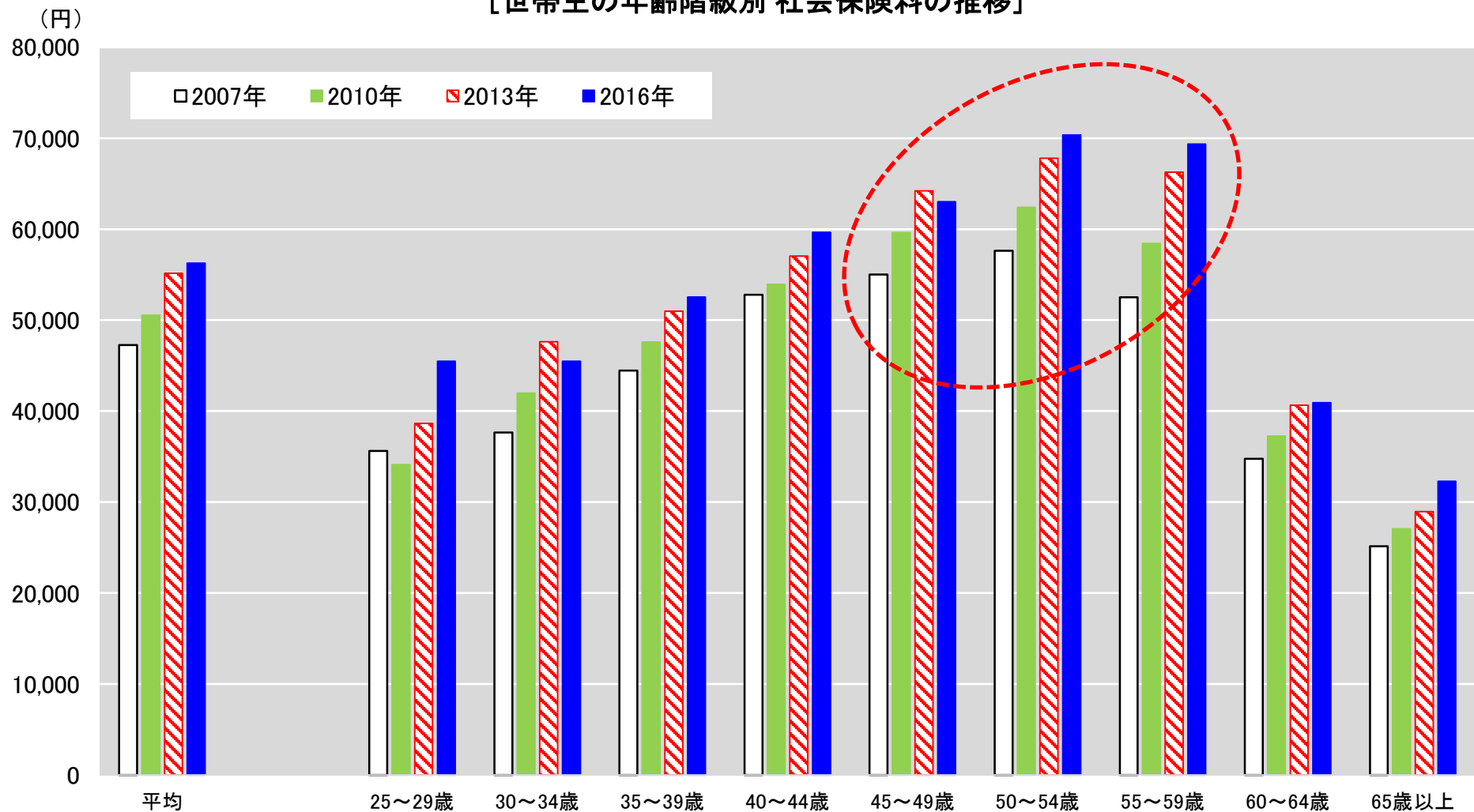
(出所) 連合「2016年 連合・労働条件等の点検に関する調査報告書」(全単組調査)

(注) 企業内最賃協定の締結状況は、企業内最賃協定の有無の設問について「ある」と回答があったもの

# 5. 賃金の動向



[世帯主の年齢階級別 社会保険料の推移]

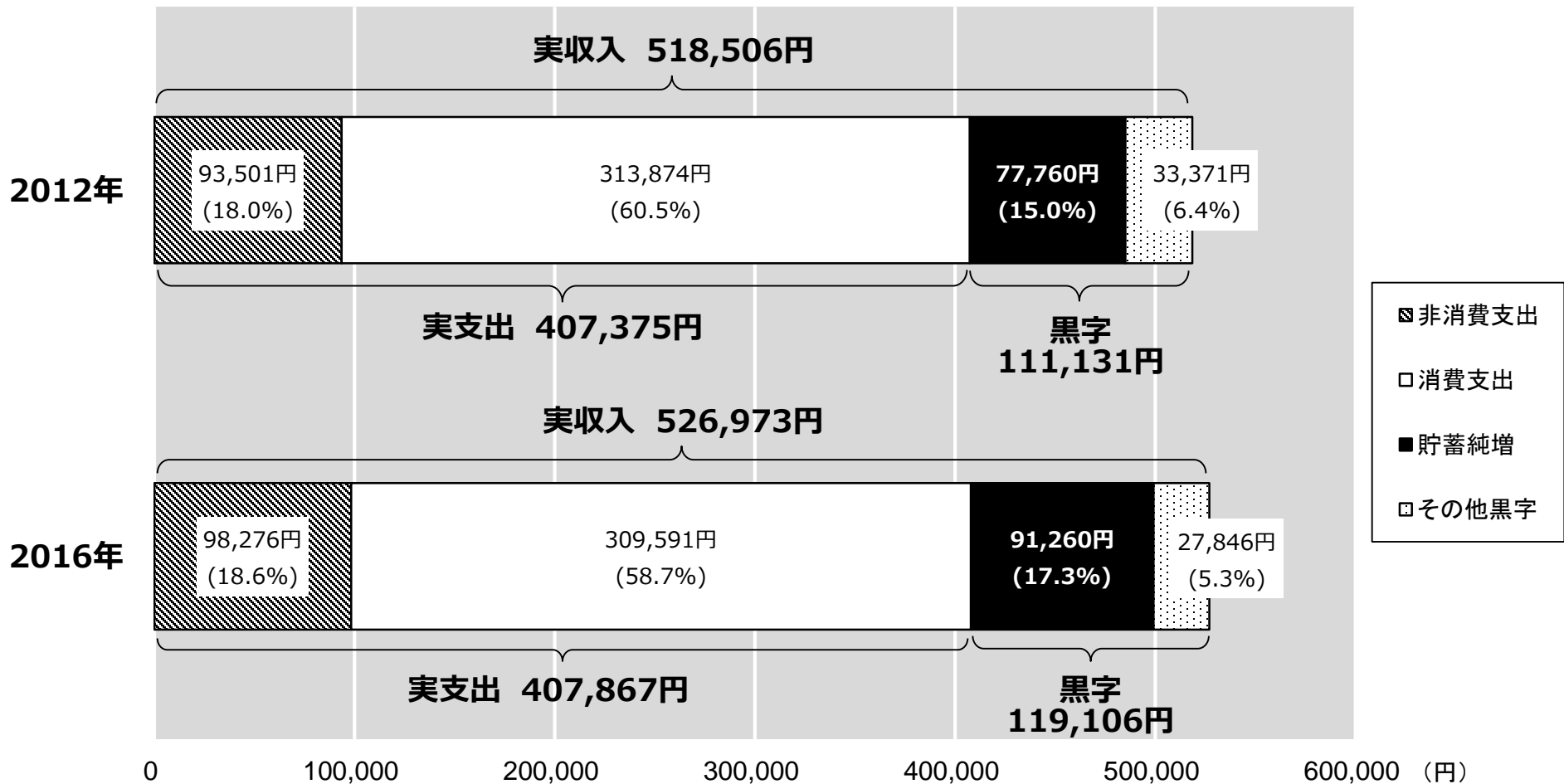


(出所)総務省統計局「家計調査:家計収支編(二人以上の世帯)」

# 5. 賃金の動向



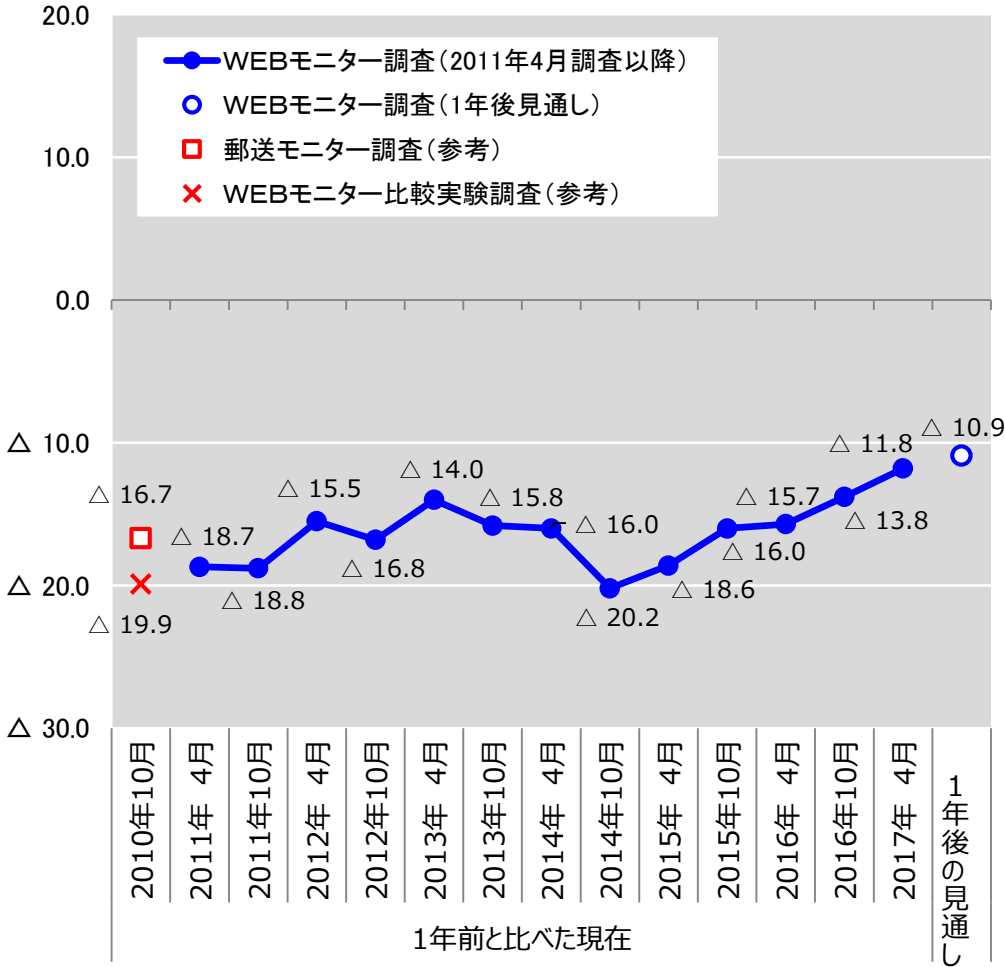
[勤労者世帯の家計収支の変化]



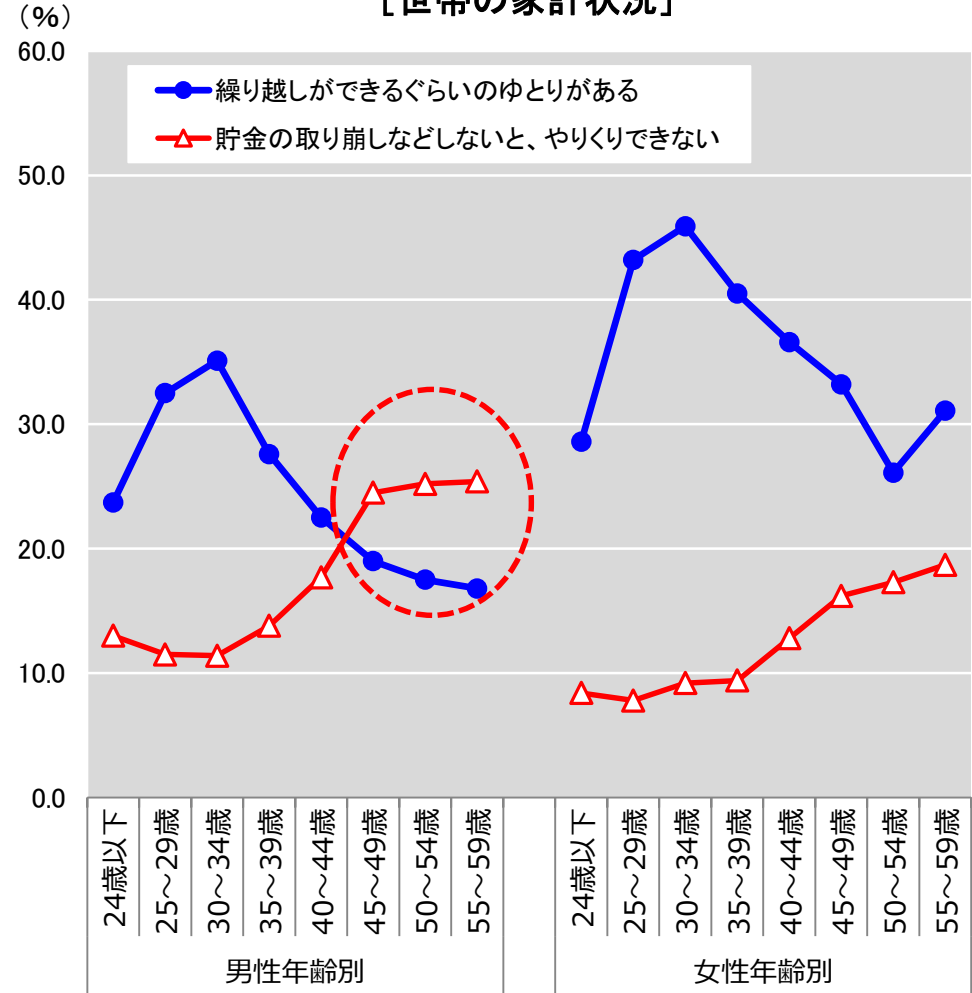
(出所) 総務省統計局「家計調査: 家計収支編(二人以上の世帯)」

# 5. 賃金の動向

### [暮らし向きの認識(D.I.)]



### [世帯の家計状況]



(出所) 連合総研「第33回『勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート』調査報告書」  
 (注) 暮らし向きD.I. = 「かなり良くなった(かなり良くなる)」×1+「やや良くなった(やや良くなる)」×0.5+「変わらない」×0+「やや悪くなった(やや悪くなる)」×(-0.5)+「かなり悪くなった(かなり悪くなる)」×(-1) ÷ 回答数(「わからない」「無回答(2010年10月調査まで)」をのぞく) × 100。  
 第21回調査(2011年4月)以降の集計対象は20～64歳、第20回調査(2010年10月)以前は20～59歳。

(出所) 連合「2016連合生活アンケート調査報告書」  
 (注) 値は、設問「あなたの世帯の家計状況は、現在どのくらいゆとりがありますか。」に対して、「繰り越しができるぐらいのゆとりがある」、「収支トントンである」、「貯金を取り崩すなどしないと、やりくりできない」の回答数の割合。